

令和2年7月22日判決言渡

平成31年（行ケ）第10046号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 令和2年6月10日

判 決

原 告	河村電器産業株式会社
訴訟代理人弁護士	松 山 智 恵
	濱 田 慧
訴訟代理人弁理士	鎌 田 徹
	津 田 拓 真

被 告	テンパール工業株式会社
訴訟代理人弁護士	白 木 裕 一
訴訟代理人弁理士	藤 本 昇
	中 谷 寛 昭
	北 田 明
主 文	

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

特許庁が無効2018-800027事件について平成31年2月26日
にした審決を取り消す。

第2 事案の概要

1 特許庁における手続の経緯等

- (1) 被告は、平成12年11月8日に出願した特許出願（特願2000-33

9793号。以下「第1世代の親出願」という。甲5)の一部を分割して出願した特許出願(特願2008-120059号。以下「第2世代の親出願」という。甲6)の一部を分割して出願した特許出願(特願2009-256786号。以下「第3世代の親出願」という。甲7)の一部を分割して出願した特許出願(特願2012-57993号。以下「第4世代の親出願」という。甲8)の一部を更に分割して出願した特願2013-215045号(以下「原出願」という。甲9)の一部を分割して、平成26年6月3日、発明の名称を「回路遮断器の取付構造」とする発明について新たに特許出願(特願2014-115318号。以下「本件出願」という。甲22)をし、平成27年2月6日、特許権の設定登録(特許第5688625号。請求項の数1。以下、この特許を「本件特許」という。)を受けた(甲36)。

- (2) 原告は、平成30年3月2日、本件特許について特許無効審判を請求した(甲23)。

特許庁は、上記請求を無効2018-800027号事件として審理を行い、平成31年2月26日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(以下「本件審決」という。)をし、その謄本は、同年3月7日、原告に送達された。

- (3) 原告は、平成31年4月5日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 特許請求の範囲の記載

本件特許の特許請求の範囲の請求項1の記載は、次のとおりである(以下、請求項1に係る発明を「本件発明」という。甲22)。

【請求項1】

プラグイン端子金具が電源側に設けられたプラグインタイプの回路遮断器を分電盤などの母線が設けられた取付板に取り付けるための前記回路遮断器と取付板の構造であって、

前記回路遮断器の前記母線とは反対側の負荷側には前記回路遮断器の底面から突出する、しないを外部つまみで択一的に選択保持可能なロックレバーを設けるとともに、

前記取付板には前記ロックレバーの嵌合部を設け、

前記取付板の上に載置した回路遮断器を前記母線の方向にスライドさせていくと前記母線がプラグイン端子金具に差し込まれていき、

前記取付板と前記回路遮断器とに夫々対応して設けられた嵌合部と被嵌合部とが互いに嵌合することにより、前記回路遮断器の前記取付板に対する鉛直方向の動きが規制されるとともに、

前記回路遮断器の底面から前記ロックレバーが突出して前記取付板の嵌合部に嵌合することにより、前記母線から前記回路遮断器を取り外す方向の動きが規制されて、前記取付板に前記回路遮断器が取り付けられた状態となることを特徴とした回路遮断器の取付構造。

3 本件審決の理由の要旨

(1) 本件審決の理由は、別紙審決書（写し）のとおりである。

その要旨は、原告の主張する無効理由1（甲1を主引用例とし、甲1及び甲2に記載された発明に基づく進歩性欠如）、無効理由2（甲3を主引用例とし、甲3及び甲2に記載された発明に基づく進歩性欠如）、無効理由3（分割要件違反による甲4を主引用例とする新規性欠如又は進歩性欠如）は、いずれも理由がなく、上記各無効理由によっては、本件特許を無効とすることはできないというものである。

甲1ないし4は、次のとおりである。

甲1 特開平10-248122号公報

甲2 実公平6-44246号公報

甲3 特開平11-69529号公報

甲4 特開2002-150911号公報

(2) 本件審決が認定した甲 1 に記載された発明（以下「甲 1 発明」という。）、甲 2 に記載された発明（以下「甲 2 発明」という。）、甲 3 に記載された発明（以下「甲 3 発明」という。）、本件発明と甲 1 発明との一致点及び相違点、本件発明と甲 3 発明の 1 との一致点及び相違点は、以下のとおりである。

ア 甲 1 発明

「接続端子 1 6 が電源側に設けられたプラグインタイプの分岐開閉器 4 を分電盤のベース 2 に取り付けるための前記分岐開閉器 4 を取り付けた取り付け部材 5 とベース 2 の構造であって、

前記取り付け部材 5 の導電バー 3 とは反対側の負荷側には前記取り付け部材 5 の側片 5 b の下面から突出する、しないを操作片 2 5 b で択一的に選択可能な板ばね 2 5 を設けるとともに、

前記ベース 2 には前記板ばね 2 5 が係止する係止孔 2 4 を設け、

前記ベース 2 の上に載置した分岐開閉器 4 を取り付けた取り付け部材 5 を前記導電バー 3 の方向にスライドさせていくと前記導電バー 3 が接続端子 1 6 に差し込まれていき、

前記ベース 2 に設けられた長孔 2 2 と前記取り付け部材 5 に設けられた係止爪 2 3 とが互いに嵌合することにより、前記分岐開閉器 4 を取り付けた取り付け部材 5 の前記ベース 2 に対する鉛直方向の動きが規制されるとともに、

前記取り付け部材 5 の側片 5 b の下面から板ばね 2 5 が突出してベース 2 の係止孔 2 4 に係止することにより、前記導電バー 3 から前記分岐開閉器 4 を取り付けた取り付け部材 5 を取り外す方向の動きが規制されて、前記ベース 2 に前記分岐開閉器 4 を取り付けた取り付け部材 5 が取り付けられた状態となる分岐開閉器 4 を取り付けた取り付け部材 5 の取付構造。」

イ 甲 2 発明

「電源架台 6 と、これに差込まれたときプラグイン式コネクタによる負

荷回路などに接続され、操作用取手 1 を用いて架台に対して引出し又は差込みを行う電源ユニット 2 を備えた架台搭載引出し型電源装置において、操作用取手 1 1 と、上下方向にスライド可能な係止アーム 1 2 と、係止アーム 1 2 の半固定ばね体 1 5 を設け、

操作用取手 1 1 を水平に位置させると、係止アーム 1 2 が電源架台 6 の係止溝 5 内から引抜かれ、引留め解除位置となり、電源ユニット 2 を電源架台 6 から引出すことができ、

電源ユニット 2 を電源架台 6 に差し込んだのち、操作用取手 1 1 を垂直に位置させる操作で、係止アーム 1 2 が下方に移動し係止溝 5 内に入り、引留め位置となり、電源ユニット 2 を電源架台 6 に引留めることができ、

係止アームの半固定用ばね体 1 5 により係止アーム 1 2 の引留め位置、および引留め解除位置が保持されるようにした引留め構造。」

ウ 甲 3 発明

「プラグイン端子金具 7 が電源側に設けられたプラグインブレーカのブレーカ本体 1 を分電盤の取付板 9 に取り付けるための前記ブレーカ本体 1 と取付板 9 の構造であって、

取付板 9 の貫通孔 1 2 から上方に突出したり、または突出しなくなる突片 1 3 を備えた弾性に優れた金属よりなる抜け止め金具 1 1 を、前記取付板 9 の裏面に設けるとともに、

前記ブレーカ本体 1 の負荷側の端面 1 5 は、前記抜け止め金具 1 1 の突片 1 3 と係合するようになっており、

前記取付板 9 の上に載置したブレーカ本体 1 を主幹バー 6 の方向にスライドさせていくと前記主幹バー 6 がプラグイン端子金具 7 に差し込まれていき、

前記取付板 9 に設けられた先端を屈曲させた規制金具 1 0 と前記ブレーカ本体 1 に設けられたと凹溝とした切欠き溝 8 とが互いに係合することに

より、前記ブレーカ本体 1 の前記取付板 9 に対する上方の動きが規制されるとともに、

前記取付板 9 の貫通孔 1 2 から前記抜け止め金具 1 1 の突片 1 3 が突出して前記ブレーカ本体 1 の負荷側の端面 1 5 に係合することにより、前記主幹バー 6 から前記ブレーカ本体 1 を取り外す方向の動きが規制されて、前記取付板 9 に前記ブレーカ本体 1 が取り付けられた状態となるブレーカ本体 1 の取付構造。」

エ 本件発明と甲 1 発明との一致点及び相違点

(一致点)

「プラグイン端子金具が電源側に設けられたプラグインタイプの回路遮断器を分電盤などの母線が設けられた取付板に取り付けるための前記回路遮断器を含んだ部材と取付板の構造であって、

回路遮断器を含んだ部材の前記母線とは反対側の負荷側には回路遮断器を含んだ部材の底面から突出する、しないを外部つまみで択一的に選択可能なロックレバーを設けるとともに、

前記取付板には前記ロックレバーの嵌合部を設け、

前記取付板の上に載置した回路遮断器を含んだ部材を前記母線の方向にスライドさせていくと前記母線がプラグイン端子金具に差し込まれていき、

前記取付板と回路遮断器を含んだ部材とに夫々対応して設けられた嵌合部と被嵌合部とが互いに嵌合することにより、前記回路遮断器を含んだ部材の前記取付板に対する鉛直方向の動きが規制されるとともに、

回路遮断器を含んだ部材の底面から前記ロックレバーが突出して前記取付板の嵌合部に嵌合することにより、前記母線から前記回路遮断器を含んだ部材を取り外す方向の動きが規制されて、前記取付板に前記回路遮断器を含んだ部材が取り付けられた状態となる回路遮断器を含んだ部材の取付構造。」である点。

(相違点 1)

「回路遮断器を含んだ部材」に関して、
本件発明においては、「回路遮断器」であるのに対して、
甲 1 発明においては、「分岐開閉器 4 を取り付けた取り付け部材 5」である点。

(相違点 2)

回路遮断器の取付板に対する鉛直方向の動きが規制されるための「嵌合部」と「被嵌合部」に関して、

本件発明においては、「前記取付板と前記回路遮断器とに夫々対応して設けられた嵌合部と被嵌合部」であるのに対して、

甲 1 発明においては、「前記ベース 2 と前記取り付け部材 5 とに夫々対応して設けられた長孔 2 2 と係止爪 2 3」である点。

(相違点 3)

母線から回路遮断器を取り外す方向の動きが規制されるための「ロックレバー」に関して、

本件発明においては、ロックレバーは、

その設ける対象は、「回路遮断器」で、

その外部つまみは、「前記回路遮断器の底面から突出する、しないを外部つまみで択一的に選択保持可能」であり、

その規制は、「前記回路遮断器の底面から前記ロックレバーが突出して前記取付板の嵌合部に嵌合することにより」規制されるのに対して、

甲 1 発明においては、板ばね 2 5（「ロックレバー」に相当。）は、

その設ける対象は、「取り付け部材 5」で、

その操作片 2 5 b（「外部つまみ」に相当。）は、「前記取り付け部材 5 の側片 5 b の下面から突出する、しないを操作片 2 5 b で択一的に選択可能」であっても、本件発明のような「選択保持可能」ではなく、

その規制は、「前記取り付け部材 5 の側片 5 b の下面から板ばね 2 5 が突出してベース 2 の係止孔 2 4 に係止することにより」規制される点。

オ 本件発明と甲 3 発明の一致点及び相違点

(一致点)

「プラグイン端子金具が電源側に設けられたプラグインタイプの回路遮断器を分電盤などの母線が設けられた取付板に取り付けるための前記回路遮断器と取付板の構造であって、

前記取付板の上に載置した回路遮断器を前記母線の方向にスライドさせていくと前記母線がプラグイン端子金具に差し込まれていき、

前記取付板と前記回路遮断器とに夫々対応して設けられた嵌合部と被嵌合部とが互いに嵌合することにより、前記回路遮断器の前記取付板に対する鉛直方向の動きが規制されるとともに、

前記母線から前記回路遮断器を取り外す方向の動きが規制されて、前記取付板に前記回路遮断器が取り付けられた状態となる回路遮断器の取付構造。」である点。

(相違点 4)

母線から回路遮断器を取り外す方向の動きが規制されるための構成に関して、

本件発明においては、「前記回路遮断器の前記母線とは反対側の負荷側には前記回路遮断器の底面から突出する、しないを外部つまみで択一的に選択保持可能なロックレバーを設けるとともに、前記取付板には前記ロックレバーの嵌合部を設け」、「前記回路遮断器の底面から前記ロックレバーが突出して前記取付板の嵌合部に嵌合することにより」規制されるとの構成を備えているのに対して、

甲 3 発明においては、かかる構成を備えておらず、「取付板 9 の貫通孔 1 2 から上方に突出したり、または突出しなくなる突片 1 3 を備えた抜け

止め金具 1 1 を，前記取付板 9 の裏面に設けるとともに，前記ブレーカ本体 1 の負荷側の端面 1 5 は，前記抜け止め金具 1 1 の突片 1 3 と係合するようになっており」，「前記取付板 9 の貫通孔 1 2 から前記前記抜け止め金具 1 1 の突片 1 3 が突出して前記ブレーカ本体 1 の負荷側の端面 1 5 に係合することにより」規制される点。

第 3 当事者の主張

1 取消事由 1（甲 1 を主引用例とする本件発明の進歩性の判断の誤り）

(1) 原告の主張

ア 相違点 1 の認定及び判断の誤り

本件審決は，本件発明と甲 1 発明は，甲 1 発明の「分岐開閉器 4 を取り付けた取り付け部材 5」は，本件発明の「回路遮断器」に相当するとはいえない点（相違点 1）において相違すると認定し，また，甲 1 発明において，分岐開閉器 4 をベース 2 に取付ける際に，取り付け部材 5 を介在させないようにすることについては，動機付けはないから，相違点 1 に係る本件発明の構成は，当業者が容易に想到し得たこととはいえない旨判断した。

(ア) a しかしながら，本件発明 1 の特許請求の範囲（請求項 1）には，本件発明の「回路遮断器」をロックレバーや被嵌合部をその筐体に一体不可分に設けた構成の回路遮断器に限定する記載はなく，甲 1 発明のように「分岐開閉器 4 を取り付けた取り付け部材 5」として構成された回路遮断器を本件発明の「回路遮断器」から除外する記載はない。

また，一般に，回路遮断器は，取付板に取り付けられた状態で用いられるものであるから，回路を遮断する機能だけでなく，取付板に取り付けられる機能，構造をも当然に有する必要がある。そして，甲 1 の【0014】の「分岐開閉器 4 を取り付け部材 5 に取り付けた状態で取り付け部材 5 と一緒に分岐開閉器 4 が次のように装着される。」との記載及び図面（図 1）によれば，「分岐開閉器 4」及び「取り付

け部材 5」は、予め一体とされた後、一体となった状態のまま、ベース 2 に取り付けられるものであり、甲 1 発明の「分岐開閉器 4 を取り付けた取り付け部材 5」は、「回路遮断器の取り付け構造」における「回路遮断器」として用いられるものであるから、本件発明の「回路遮断器」とその機能及び用途において何ら相違するものではない。

したがって、甲 1 発明の「分岐開閉器 4 を取り付けた取り付け部材 5」は、本件発明の「回路遮断器」に相当するから、本件審決における相違点 1 の認定は誤りである。

- b この点に関し被告は、甲 1 には分岐開閉器が同じ構成で取り付け部材の高さが違う実施形態が記載されており、取り付け部材は、分岐開閉器をベースに取り付けるためのスペーサとして機能するから、分岐開閉器の一部を構成するものではない旨主張する。

しかしながら、甲 1 には、分岐開閉器の一定の寸法に限定することを示す記載や導電バーを分岐開閉器の寸法に合わせた位置に配置することができないことを示す記載はなく、取り付け部材が、所定形状の分岐開閉器を導電バーの異なる高さに合わせるためのスペーサとして機能することを示す記載はない。また、発明を構成するある部材について、当該発明の実施例として異なる形状や寸法のものが記載されていたとしても、そのことから直ちに当該部材が「スペーサ」として機能すると解されるものではない。

したがって、被告の上記主張は失当である。

- (イ) 仮に本件審決における相違点 1 の認定に誤りが無いとしても、甲 1 発明における分岐開閉器 4 と取り付け部材 5 とを一体とするか否かは設計事項にすぎない。そして、作業省略、コスト低減等の観点から、むしろ分岐開閉器 4 と取り付け部材 5 とを一体にしようとするのが自然であることからすると、甲 1 発明において、分岐開閉器 4 と取り付け部材 5

を一体不可分の構造とし、相違点1に係る本件発明の「回路遮断器」の構成とすることは当業者が容易に想到することができたものである。

したがって、本件審決における相違点1の判断は誤りである。

イ 相違点2の認定及び判断の誤り

本件審決は、本件発明と甲1発明は、甲1発明の「取り付け部材5に設けられた係止爪23」を、本件発明の「回路遮断器に設けられた嵌合部または被嵌合部」ということはできない点（相違点2）において相違すると認定し、また、甲1発明において、分岐開閉器4をベース2に取付ける際に、取り付け部材5を介在させないようにし、取り付け部材5に設けられた係止爪23を、分岐開閉器4に設ける動機付けもないから、相違点2に係る本件発明の構成は、当業者が容易に想到し得たこととはいえない旨判断した。

しかしながら、前記ア(ア)で述べたように、甲1発明の「分岐開閉器4を取り付けた取り付け部材5」は、本件発明の「回路遮断器」に相当するものであり、取り付け部材5は回路遮断機の一部であることに照らすと、嵌合部及び被嵌合部のうちの一方が、本件発明において「回路遮断器に設けられている」ことと、甲1発明において「取り付け部材5に設けられている」こととは、構成において相違しない。

したがって、本件審決における相違点2の認定は誤りである。また、仮に甲1発明の「分岐開閉器4を取り付けた取り付け部材5」は、本件発明の「回路遮断器」に相当するものではないとしても、前記ア(イ)で述べたように、甲1発明において、分岐開閉器4と取り付け部材5を一体不可分の構造とし、本件発明の「回路遮断器」の構成とすることは当業者が容易に想到することができたものであるから、本件審決における相違点2の判断も誤りである。

ウ 相違点3の認定の誤り

前記ア(ア)で述べたように、甲1発明の「分岐開閉器4を取り付けた取り付け部材5」は、本件発明の「回路遮断器」に相当することに照らすと、本件審決認定の相違点3のうち、実質的な相違点といえるのは、本件発明では、ロックレバーの外部つまみは、ロックレバーが「前記回路遮断器の底面から突出する、しないを外部つまみで択一的に選択保持可能」であるのに対し、甲1発明では、板ばね25（ロックレバーに相当）の操作片25b（外部つまみに相当）は、板ばね25が「前記取り付け部材5の側片5bの下面から突出する、しないを操作片25bで択一的に選択可能」であっても、「保持可能」ではない点のみであり（以下、この相違点を「相違点3'」という場合がある。）、それ以外の相違点の認定は誤りである。

エ 相違点3の容易想到性の判断の誤り

本件審決は、①甲1発明の「分岐開閉器4を取り付けた取り付け部材5」は、本件発明の「回路遮断器」に相当するとはいえないし、また、甲1発明において、分岐開閉器4をベース2に取付ける際に、取り付け部材5を介在させないようにすることについては動機付けがなく、仮に甲1発明に甲2発明を適用しても、甲1発明の板ばね25が設けられた「取り付け部材5」に甲2発明の係止アーム12を適用することとなるから、「回路遮断器」にロックレバーを設けた構成（相違点3に係る本件発明の構成）とはならない、②⑦甲1発明の板ばね25を甲2発明の係止アーム12に置換することに関し、甲1の記載を参酌すれば、甲1発明は、作業者が片手で持ち上げられる程度の大きさ及び重量の分岐開閉器を分電盤に取り付けるための構造に関する技術であるのに対し、甲2の記載を参酌すれば、甲2発明は、振動による電源ユニットの電源架台からの抜け出し防止、及び係止アームの抜け出し防止を課題とした、架台搭載引出し型電源装置の架台への引留め構造に関する技術であり、甲1発明と甲2発明とは、取り付け対象物、その大きさ及び重量も異なり、両者の属する技術分野が同じで

あるとはいえないこと、①甲1発明の「板ばね25」と甲2発明の「係止アーム12」とは、形状及び操作の形態が大きく異なり、単純に、甲1発明の「板ばね25」を甲2発明の「係止アーム12」の構造に置換できるものではないこと、②仮に甲1発明の板ばね25が取り付け部材5の側片5bの下面から突出する、しないを操作片25bで択一的に選択保持可能にしたとすると、「分岐開閉器4を取り付けた取り付け部材5」をスライドさせた際に、スライドさせただけで板ばね25の先端部25aが係止孔24に係止して取り付け部材5が動かないように止められるという作用を奏さなくなるから、甲1発明の「板ばね25」に甲2発明の「係止アーム12」を引留め位置及び引留め解除位置に保持することを適用して、「突出する、しないを外部つまみで択一的に選択保持可能」とすることについては阻害要因があることからすると、甲1発明の「板ばね25」を甲2発明の「係止アーム12」に置換することについての動機付けはないとして、相違点3に係る本件発明の構成は、当業者が容易に想到しえたこととはいえない旨判断した。

しかしながら、本件審決の判断は、以下のとおり誤りである。

(ア) ①について

前記ア(ア)で述べたように、甲1発明の「分岐開閉器4を取り付けた取り付け部材5」が、本件発明の「回路遮断器」に相当するから、甲1発明の板ばね25が設けられた「取り付け部材5」に甲2発明の係止アーム12を適用して得られる構成は、「回路遮断器」にロックレバーを設けた構成とみなすことができる。また、仮に甲1発明の「分岐開閉器4を取り付けた取り付け部材5」は、本件発明の「回路遮断器」に相当するものではないとしても、前記ア(イ)で述べたように、甲1発明において、分岐開閉器4と取り付け部材5を一体不可分の構造とし、本件発明の「回路遮断器」の構成とすることは当業者が容易に想到することが

できたものである。

これに反する本件審決の判断は誤りである。

(イ) ②について

- a 一般に、対象部材の移動を規制するための規制部材のスライドをロックするための機構において、ロックされた状態と、ロックが解除された状態のそれぞれを択一的に選択保持可能とすること自体は、極めて単純な機構であり、様々な技術分野で採用されている周知技術である。例えば、対象部材としてのドアに設けられる規制部材としてのスライドロック（甲31）や、デスクトップパソコンにおいて対象部材としてのメモリを取付用スロットに差し込んだ後の移動を規制する規制部材としてのロック機構（甲32）等がある。

そして、甲2には、機器の底面から突出することによって機器のスライドを防止するための部材を、突出する状態と突出しない状態のそれぞれにおいて択一的に選択「保持」可能な構成とするという技術事項及びその具体的構成（操作用取手11の操作により、係止アーム12を突出する状態と突出しない状態を選択「保持」可能な構成。第4図、第5図参照）が記載されている。このように甲2には、上記周知技術を採用した例が開示されている。

- b (a) 甲1発明及び甲2発明は、いずれも、プラグコネクタに接続された機器のスライドを防止する機構という共通の技術分野に属する発明である。

甲1発明及び甲2発明は、電源装置等において、プラグコネクタの接続が外れてしまう方向に電子機器がスライドすることを防止するという共通の課題、機器の底面から部材を突出させることで、プラグコネクタの接続が外れてしまう方向への電子機器の移動を規制するという共通の作用・機能を有している。

また、甲1発明及び甲2発明が属する技術分野においては、取り付け対象が架台であるか盤であるかの峻別はされておらず、取り付け対象の大きさや重量も個別製品の事情によるものであり、甲1及び甲2にも、甲1発明及び甲2発明が適用される製品の大きさや重量を特定する記載はない。そして、甲1発明における板ばねの役割及び甲2発明に係止アームの役割は、いずれも機器のスライドを防止するというものであり、機器の大きさや重量によって何ら変わるものではない。

したがって、甲1発明と甲2に記載された発明とは、取り付け対象物、その大きさ及び重量も異なり、両者の属する技術分野が同じであるとはいえないとした本件審決の判断は誤りである。

- (b) 甲1に接した当業者においては、甲1発明は、分岐開閉器がプラグコネクタの接続が解除される方向にスライドしてしまうことを板ばねを底面から突出させることによって防止する構成（板ばねでロックする構成）であり、プラグコネクタの接続を解除する方向に分岐開閉器をスライドさせる際においては、板ばねの先端部25aが底面から突出していない状態になるように（板ばねのロックが外れる状態になるように）、板バネの操作片25bを手で持ち上げた状態に維持する必要がある、かかる状態のまま、プラグコネクタの接続を解除するほどの力をかけながら分岐開閉器をスライドさせる必要があること、このように板ばねによるロックを外した状態のまま保持することができないため、甲1発明には分岐開閉器の取り外しが困難であるという課題があることが理解できる。

他方で、甲2には、「また一方の手で係止アーム（3b）を持ち上げたのち、他方の手により操作取手（1）を操作して電源ユニット（2）を引き出さなければならない手段に比べて操作が簡単に

なる。」（3頁左欄19行～22行）との記載がある。この記載から、当業者は、甲2発明においては引留め構造、すなわち係止アームを電源ユニットの底面から突出しない状態（ロックを外した状態）や底面から突出した状態（ロックをした状態）に選択「保持」可能な構造を有していることにより、そのような構造を有さない従来の構造に比べて、電源ユニットの引き出しが容易になることを理解できる。

- (c) 以上によれば、甲1及び2に接した当業者においては、甲1発明及び甲2発明は技術分野、課題及び作用・機能において共通すること、甲1発明においては、プラグコネクタの接続を解除する方向に分岐開閉器をスライドさせる際においては、板ばねの先端部25aが底面から突出しない状態に維持（ロックを外した状態に維持）させなければならないという課題があることを認識するといえるから、甲1発明において、この課題を解決し、分岐開閉器の取り外しを容易にするために、甲1発明の板ばねに係る構成部分に甲2発明の係止アーム及び操作用取手（ロックを外した状態を維持できる構造）を適用することを試みる動機付けがあるといえる。
- (d) この点に関し本件審決は、甲1発明の「板ばね25」に甲2発明の「係止アーム12」を引留め位置及び引留め解除位置に保持することを適用して、「突出する、しないを外部つまみで択一的に選択保持可能」とすると、甲1発明における「分岐開閉器4を取り付けた取り付け部材5」をスライドさせた際に、スライドさせただけで板ばね25の先端部25aが係止孔24に係止して取り付け部材5が動かないように止められるという作用を奏さなくなるから、上記適用には阻害要因がある旨判断した。

しかしながら、そもそも、甲1には、「分岐開閉器4を取り付け

た取り付け部材 5」をスライドさせた際に、「スライドさせただけで板ばね 2 5 の先端部 2 5 a が係止孔 2 4 に係止して取り付け部材 5 が動かないように止められるという作用」を奏することの記載は一切ないこと、甲 1 発明に甲 2 発明を適用した場合、スライドをさせた上で、ロックをかけるというだけのことであり、分岐開閉器を取り付ける際に特段の問題が生じないこと、分岐開閉器を取り外すためにスライドさせる際には、板ばね 2 5 が底面から突出していない状態を手で維持する必要がなくなるという、新たな作用が得られることとなるため、分岐開閉器の取り付け及び取り外しの操作が明らかに容易になることに照らすと、上記適用に阻害要因があるといえないから、本件審決の上記判断は失当である。

- c 甲 1 発明に甲 2 発明を適用するに当たっては、甲 2 に記載された機器の底面から突出することによって機器のスライドを防止するための部材を、突出する状態と突出しない状態のそれぞれにおいて択一的に選択「保持」可能な構成とするという技術的思想を甲 1 発明に適用すれば足りる。

そして、係止アーム等の形状や構成を機器に合わせて適宜変更することは、当業者であれば当然に行う設計的な事項であり、何ら困難性を伴うものではなく、具体的な方法としては種々の方法が考えられる。

例えば、甲 2 発明の係止アームや操作用取手をその具体的な構成を維持したまま、甲 1 発明の板ばねと置き換えた構成として、別紙原告主張書面記載の図 1 及び図 2 に示した構成が考えられる。図 1 は、係止アーム 1 2 が機器の底面から突出しない状態（ロック解除状態）を示し、図 2 は、係止アーム 1 2 が機器の底面から突出した状態（ロック状態）を示している。

次に、甲 1 発明の板ばねの形状を概ね維持したまま、甲 2 発明にお

ける選択「保持」可能という技術事項（技術的思想）を甲1発明に適用した構成として、別紙原告主張図面記載の図3及び図4のように、分岐開閉器に突起Aを、分岐開閉器の板ばねに突起Bを設け、板ばねが取付板に対して非係合状態である場合に、分岐開閉器及び板ばねに設けた突起が互いにかみ合う構成とすることが考えられる、図3の状態から、板ばねを持ち上げて図4の状態にすると、突起Aが突起Bに係合することにより、板ばねが持ち上げられた状態、すなわち、底面から突出しない状態に「保持」されることとなる。また、別紙原告主張図面記載の図5のように、突起C及びDを取り付け部材の両側面に配置して、板ばねが突起C及びDに接することで取付板から突出した状態と持ち上げられた状態とを保持できるようにすることも考えられる。この例では、板ばねを持ち上げると、板ばねは突起C及びDに接することで、取付板から突出しない状態とが保持され、逆に、板ばねを押し下げると、取付板から突出した状態が保持される。

このように甲2に記載された選択保持可能という技術的思想を甲1発明に適用することは可能であり、かつ、その適用において特段の技術的困難はない。

- d 以上によれば、甲1及び甲2に接した当業者は、甲1発明において、プラグコネクタの接続を解除する方向に分岐開閉器をスライドさせる際に、板ばねの先端部25aが底面から突出しない状態に維持（ロックを外した状態に維持）させなければならないという課題があることを認識し、この課題を解決し、分岐開閉器の取り外しを容易にするために、甲1発明の板ばねに係る構成部分に甲2発明の係止アーム及び操作用取手（ロックを外した状態を維持できる構造）を適用し、相違点3'に係る本件発明の構成（ロックレバーの外部つまみは、ロックレバーが「前記回路遮断器の底面から突出する、しないを外部つまみ

で択一的に選択保持可能」である構成) とすることを容易に想到することができたものである。

これに反する本件審決の判断は誤りである。

オ 小括

以上によれば、本件発明は、甲1発明及び甲2発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、これを否定した本件審決の判断は誤りである。

(2) 被告の主張

ア 相違点1の認定及び判断の誤りの主張に対し

(ア) 本件発明の特許請求の範囲(請求項1)には、「回路遮断器を分電盤などの母線が設けられた取付板に取り付けるための前記回路遮断器と取付板の構造」、「前記回路遮断器の前記母線とは反対側の負荷側には…ロックレバーを設け」、「前記取付板と前記回路遮断器とに夫々対応して設けられた嵌合部と被嵌合部」との記載がある。また、本件出願の願書に添付した明細書(以下、図面を含めて「本件明細書」という。甲22)には、本件発明の実施形態として、凹部やロックレバーを含む1つの部材として回路遮断器が構成されている実施形態のみが記載されている。これらの記載から、本件発明は、回路遮断器を取付板に直接取り付けることを前提にした発明であるといえる。

一方、甲1の記載(請求項1, 【0003】, 図6, 7, 14, 15)によれば、①甲1発明は、取り付け部材を介在させて分岐開閉器をベースに取り付ける場合に生じる問題(【0003】)を課題とし、取り付け部材を介在させて分岐開閉器をベースに取り付けることを前提にした発明であること、②甲1には分岐開閉器が同じ構成で取り付け部材の高さが違う実施形態が記載されており(第1実施形態(図6, 7), 第2実施形態(図14, 15)), 取り付け部材は、分岐開閉器をベースに

取り付けるためのスペーサとして機能する別部材であることからすれば、取り付け部材は、回路遮断器の一部を構成するものではない。また、甲 1 発明の分岐開閉器及び分電盤のそれぞれは、甲 1 2 及び 1 3 の電灯分電盤用協約形配線用遮断器及び甲 1 1 の電灯分電盤に酷似した構成であって、取り付け部材は甲 1 4 の分岐取付台（協約形ブレーカ用）と同じ役割を果たすものであるところ、甲 1 発明において、分岐開閉器は協約形ブレーカであり、取り付け部材はそれに用いられる分岐取付台であるから、「分岐開閉器 4 を取り付けした取り付け部材 5」を本件発明の回路遮断器とみなすことはできない。

したがって、甲 1 発明の「分岐開閉器 4 を取り付けした取り付け部材 5」は、本件発明の「回路遮断器」に相当するものといえないから、本件審決における相違点 1 の認定に原告主張の誤りはない。

(イ) また、甲 1 には、取り付け部材をなくしたり、分岐開閉器に組み込んだりして、分岐開閉器を直接ベースに取り付ける構成とすることについての開示も示唆もないから、甲 1 発明において相違点 1 に係る本件発明の構成とする動機付けはない。

したがって、本件審決における相違点 1 の判断に誤りはない。

イ 相違点 2 の認定及び判断の誤りの主張に対し

前記アのとおり、甲 1 発明の「分岐開閉器 4 を取り付けした取り付け部材 5」は、本件発明の「回路遮断器」に相当するものといえないし、また、甲 1 発明において相違点 1 に係る本件発明の構成とする動機付けはないから、本件審決における相違点 2 の認定及び判断に誤りはない。

ウ 相違点 3 の認定の誤りの主張に対し

前記ア(ア)のとおり、甲 1 発明の「分岐開閉器 4 を取り付けした取り付け部材 5」は、本件発明の「回路遮断器」に相当するものといえないから、本件審決認定の相違点 3 のうち、実質的な相違点といえるのは、相違点 3'

のみであるとの被告の主張は、その前提を欠くものである。

したがって、本件審決における相違点3の認定に誤りはない。

エ 相違点3の容易想到性の判断の誤りの主張に対し

(ア) 前記ア(ア)のとおり、甲1発明の「分岐開閉器4を取り付けた取り付け部材5」は、本件発明の「回路遮断器」に相当するものといえないから、甲1発明に甲2発明を適用しても、甲1発明の板ばね25が設けられた「取り付け部材5」に甲2発明の係止アーム12を適用することとなるから、「回路遮断器」にロックレバーを設けた構成(相違点3に係る本件発明の構成)とはならないとした本件審決の判断に誤りはない。

(イ) a 原告は、甲2には、機器の底面から突出することによって機器のスライドを防止するための部材を、突出する状態と突出しない状態のそれぞれにおいて択一的に選択「保持」可能な構成とするという技術事項が記載されている旨主張する。

しかしながら、甲2発明は、係止アームの上下の保持用切欠部に、半固定用ばね体の保持用折曲部が係止することで係止アームが引留め位置、引留め解除位置で保持されるが、係止アームの上下動は、係止アームにリンク機構を介して連結された操作用取手に連動する構成となっており、少なくとも係止アームと半固定用ばね体とリンク機構と操作用取手が揃ってはじめて係止アームが係止溝に入るように下方に動いて保持されたり、係止溝から出るように上方に動いて保持されたりする動き(作用)を奏するものであることに照らすと、原告主張の甲2記載の技術的事項は、所定の作用効果を奏するのに必要な構成を欠いて特定し、甲2発明の係止アーム、半固定用ばね体、操作用取手、リンク機構を含む具体的構成を抽象化・一般化・上位概念化したものであって、甲2に記載されたものではないから、甲1発明に適用することはできない。

b 甲1発明に係る分岐開閉器は、工場等の業務用分電盤において、産業機器等へ電気の供給と分配を行うブレーカである一方で、甲2発明に係る電源ユニットは、通信事業者の通信基地局において、情報通信機器等に対して電源の整流と供給を行う装置であることからすると、甲1発明と甲2発明とは、機器としての使う場所も役割も明らかに異なり、全く関連しないから、両発明は、同一の技術分野に属するものとはいえない。

次に、甲2発明は、電源ユニットが大型で重量のあるものでレールの上に載っているだけのものであることにより生じる「電源ユニットの自重による抜け出し」や「係止アームの振動による抜け出し」の防止を課題とする架台搭載引出し型電源装置に関する発明であるのに対し、甲1発明は、片手で持って作業できる小型・軽量であってベースに対する鉛直方向の動きが規制される分岐開閉器（ブレーカ）の取り付け構造に関する発明であるから、甲1発明においては、甲2発明のような大型・重量物が単にレールに載っているだけであるからこそ生じる問題は起こりえず、この問題に関する課題が想定され得ない。

また、甲1発明は、「操作片を有する板ばね」を備えることで「板ばねのばね力で係止孔に係止する」、「操作片を持ち上げて板ばねを弾性変形させて係止孔への係止を解除する」作用を奏する発明であるのに対し、甲2発明は、「上下各位置（引留め位置及び引留め解除位置）で位置保持される係止アームの上下動が操作用取手の回動に連動している」構成とすることにより、「操作用取手を操作する位置（水平位置）とすると係止アームが引留め解除位置（上位置）に抜け出し、操作用取手を収納する位置（垂直位置）とすると係止アームが引留め位置（下位置）に突出する」作用を奏する発明であるので、両発明は、分岐開閉器或いは電源ユニットのスライド方向の動きを規制する形状

(構成) , その形状を操作するための態様 (作用) が全く異なり, 作用機能の共通性はない。

このように甲1発明と甲2発明とは, 技術分野が異なるだけでなく, 技術分野の相違に基づく課題, この課題を解決するための構成並びにその作用において異なること, さらには, 甲1発明においては, 「操作片を有する板ばね」を設けることによって, 板ばねがそのばね力によってスライドさせるだけで係止孔に係止させてスライド方向の動きを規制し, 操作片を持ち上げれば, 板ばねの係止が外れてスライドさせることができるという作用・効果を奏すること (【0009】 , 【0020】 , 【0021】等) からすると, 甲1発明において, このような作用・効果を奏さなくなる「係止した状態としない状態とに選択保持可能な構成」を適用する動機付けは一切ないし, かえって阻害要因がある。

- c 原告は, 甲1発明に甲2発明を適用する方法としては, 例えば, ①甲2発明の係止アームや操作用取手をその具体的な構成を維持したまま, 甲1発明の板ばねと置き換えた構成 (別紙原告主張図面記載の図1及び図2に示した構成) , ②甲1発明の板ばねの形状を概ね維持したまま, 甲2発明における選択「保持」可能という技術事項 (技術的思想) を甲1発明に適用した構成 (別紙原告主張図面記載の図3ないし図5) が考えられるから, 甲2に記載された選択保持可能という技術的思想を甲1発明に適用することは可能であり, かつ, その適用において特段の技術的困難はない旨主張する。

しかしながら, 甲1発明に係るブレーカである分岐開閉器は, 手のひらサイズであるから, 取り付け部材における板ばねが設けられている端部の大きさは, せいぜい1~2cmのスペースしかないのに対し, 甲2発明は, 100kgを超える大型の電源ユニットに係止アームや

操作用取手が設けられており、操作用取手は、電源ユニットを押し込み、引き出しするために作業者が把持する（握る）ことができる程度の大きさであり、甲2発明における係止アーム、操作用取手、半固定用ばね体、リンク機構を含む引き留め構造は、甲1発明の取り付け部材の端部よりも大きく、むしろ分岐開閉器よりも大きい構造であり、しかも、しかも、引き留め構造は、係止アームと操作用取手とがリンク機構で連結する複雑な構造であることからすると、甲2発明における大きく複雑な構造の引き留め構造を、甲1発明の板ばねという小さく単純なものと置換して、わずか1～2cmという小さいスペース（取り付け部材の端部のスペース）に設けることは、現実からかけ離れすぎており、当業者において想定できることではないし、甲1発明に甲2発明を適用、置換しても、本件発明の「回路遮断器の底面から突出する、しないを外部つまみで択一的に選択保持可能なロックレバーが回路遮断器の負荷側に設けられた」構成にはならないから、原告主張の①の適用の方法は失当である。

次に、前記aで述べたように、原告主張の甲2に記載された選択保持可能という技術的思想は、所定の作用効果を奏するのに必要な構成を欠いて特定し、甲2発明の係止アーム、半固定用ばね体、操作用取手、リンク機構を含む具体的構成を抽象化・一般化・上位概念化したものであって、甲2に記載されたものではないから、甲1発明に適用することはできないから、原告主張の②の適用の方法は失当である。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

(ウ) 以上によれば、相違点3に係る本件発明の構成は当業者が容易に想到し得たこととはいえないとした本件審決の判断に誤りはない。

オ 小括

以上のとおり、本件審決における相違点1ないし3の認定及び判断に誤

りはないから、本件発明は、甲 1 発明及び甲 2 に記載された事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものではない。

したがって、原告主張の取消事由 1 は理由がない。

2 取消事由 2（甲 3 を主引用例とする本件発明の進歩性の判断の誤り）

(1) 原告の主張

ア 相違点 4 の容易想到性の判断の誤り

本件審決は、①⑦甲 3 発明は、作業者が片手で持ち上げられる程度の大きさ及び重量のブレーカ本体を分電盤に取り付けるための構造に関する技術であるのに対し、甲 2 発明は、ブレーカ本体を分電盤に取り付けるための構造に関する技術ではなく、振動による電源ユニットの電源架台からの抜け出し防止及び係止アームの抜け出し防止を課題とした、架台搭載引出し型電源装置の架台への引留め構造に関する技術であり、甲 3 発明と甲 2 発明とは、取り付け対象物、その大きさ及び重量も異なり、両者の属する技術分野が同じであるとはいえないから、甲 3 発明の板ばね 2 5 を、甲 2 発明の係止アームに置換し得るものとはいえないこと、④甲 3 発明の抜け止め金具 1 1 の突片 1 3 と甲 2 発明の係止アーム 1 2 とは、それぞれを取り付けた部材の動きを防止する点で共通しているが、甲 3 発明の抜け止め金具 1 1 の突片 1 3 は、ブレーカ本体 1 をスライドさせたときに、抜け止め金具 1 1 を操作しなくとも、突片 1 3 がブレーカ本体 1 の負荷側の端面 1 5 と係合し、ブレーカ本体 1 を取り外す場合は、抜け止め金具 1 1 をドライバ等により下方に撓ませながら反対方向にスライドさせなければならない「弾性」を有し（【0013】ないし【0015】）、甲 3 発明は、ブレーカ本体 1 の凹溝を規制金具 1 0 に当接させた状態で、スライドさせるだけで、抜け止め金具 1 1 の弾性を利用して、抜け止め金具 1 1 の突片 1 3 がブレーカ本体 1 の負荷側の端面 1 5 と係合し、ブレーカ本体 1 が取付板 9 上に固定されるという作用を奏するのに対し、甲 2 発明の係止アーム

12は、操作用取手11の操作により引留め位置または引留め解除位置とすることができるとともに、引留め位置および引留め解除位置のそれぞれにおいて保持されるものであって、外部から力を加え続けなくとも、どちらかの状態が保持されるものであり、甲3発明の抜け止め金具11の「突片13」と甲2発明の「係止アーム12」とは、形状及び操作の形態において大きく異なるといえ、単純に、甲3発明の抜け止め金具11の「突片13」を甲2発明の「係止アーム12」の構造に置換できるものではないこと、①仮に甲3発明において、抜け止め金具11の突片13を、「突出する、しないを外部つまみで択一的に選択保持可能」にしたとすると、ブレーカ本体1は、スライドさせただけでは固定されず、スライド後に、抜け止め金具11の突片12を、突出しない状態から突出した状態へと操作しないと、固定されないから、ブレーカ本体1の凹溝を規制金具10に当接させた状態で、スライドさせるだけで、抜け止め金具11の突片13がブレーカ本体1の負荷側の端面15と係合して、ブレーカ本体1が取付板9上に固定されるという作用を奏さなくなるから、甲3発明の抜け止め金具11の突片13に甲2発明の「係止アーム12」を引留め位置及び引留め解除位置に保持することを適用して、「突出する、しないを外部つまみで択一的に選択保持可能」とすることについては阻害要因があることから、甲3発明の「抜け止め金具11」を甲2発明の「係止アーム12」に置換することについての動機付けはない、②甲2又は甲3には、甲3発明の抜け止め金具11を、取付板9の裏面ではなく、ブレーカ本体1に設けることについて記載又は示唆があるものではないから、甲3発明において、「回路遮断器の前記母線とは反対側の負荷側」にロックレバーを設けることについては、動機付けはないとして、相違点4に係る本件発明の構成は、当業者が容易に想到しえたこととはいえない旨判断した。

しかしながら、本件審決の判断は、以下のとおり誤りである。

(ア) 甲2には、突出することによって機器のスライドを防止するための部材を、取付板側ではなく機器側に設けるという技術事項及び当該部材を、突出する状態と突出しない状態のそれぞれにおいて択一的に選択「保持」可能な構成とするという技術事項が記載されている。

(イ) a 甲3発明及び甲2発明は、プラグコネクタに接続された機器のスライドを防止する機構という同一の技術分野に属する発明であり、電源装置等において、プラグコネクタの接続が外れてしまう方向に電子機器がスライドすることを防止するという共通の課題、垂直方向に部材(抜け止め金具及び突片、係止アーム)を突出させることによって、プラグコネクタの接続が外れてしまう方向への電子機器の移動を規制するという共通の作用・機能を有している。

そして、技術的課題について複数の解決手段が知られている場合、ある解決手段を別の解決手段に置換することは、当事者の通常の創作能力の発揮として、普通に行われていることであることからすると、甲2及び甲3に接した当業者において3は、甲3発明の上記課題を解決するための手段として、甲3発明における抜け止め金具及び突片に係る構成部分に甲2発明の係止アーム及び操作用取手(ロックを外した状態を維持できる構造)を適用することを試みる動機付けがあるといえる。

b この点に関し被告は、甲3発明に係るブレーカ本体は、分電盤において、機器へ電気の供給と分配を行うブレーカである一方で、甲2発明に係る電源ユニットは、通信事業者の通信基地局において、情報通信機器等に対して電源の整流と供給を行う装置であることから、甲3発明と甲2発明とは、機器としての使う場所も役割も異なっていて全く関連しないから、両発明について、同一の技術分野に属するものではない旨主張する。

しかしながら、甲2には、甲2発明に係る電源ユニットが、通信事業者の通信基地局において用いられるものであることや、情報通信機器等に対して電源の整流と供給を行う装置であることを示す記載はない。そして、甲3発明及び甲2発明は、いずれも、プラグコネクタに接続された電子機器のスライドを防止する機構であるという点において、その原理、機構、作用、機能等を共通にするものであるから、両者が共通の技術分野に属していることは明らかである。

したがって、被告の上記主張は失当である。

(ウ) 甲3発明に甲2発明を適用する具体的な態様としては、種々の態様が考えられる。例えば、甲3発明の抜け止め金具及び突片の形状を概ね維持したまま、甲2発明のうち、突出することによって機器のスライドを防止するための部材を、取付板側ではなく機器側に設けるという技術事項を甲3発明に適用してもよい。

また、甲3発明のうち抜け止め金具及び突片を、甲2発明のうち相違点に係る部分（係止アームや操作用取手等）の具体的な構成と置き換えて機器側に設けてもよい。この場合は、甲2発明の係止アーム（及びこれを操作するための操作用取手等）をその具体的な構成を維持したまま、甲3発明の抜け止め金具及び突片と置き換えることとなり、係止アーム等の各部材の寸法を甲3発明のプラグインブレーカに合わせて適宜調整する必要はあるが、当該調整は、当業者によって通常行われる設計的事項にすぎない。

(エ) 以上によれば、甲2及び甲3に接した当業者は、甲3発明において、甲3発明の抜け止め金具11の突片13に係る構成部分に甲2発明の係止アーム及び操作用取手（ロックを外した状態を維持できる構造）を適用して、相違点4に係る本件発明の構成とすることを容易に想到することができたものである。

これに反する本件審決の判断は誤りである。

イ 小括

以上によれば、本件発明は、甲3発明及び甲2発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、これを否定した本件審決の判断は誤りである。

(2) 被告の主張

ア 相違点4の容易想到性の判断の誤りの主張に対し

(ア) 甲3発明に係るブレーカ本体は、分電盤において、機器へ電気の供給と分配を行うブレーカである一方で、甲2発明に係る電源ユニットは、通信事業者の通信基地局において、情報通信機器等に対して電源の整流と供給を行う装置であることからすると、甲3発明と甲2発明とは、機器としての使う場所も役割も明らかに異なり、全く関連しないから、両発明は、同一の技術分野に属するものとはいえない。

次に、甲2発明は、電源ユニットが大型で重量のあるものでレールの上に載っているだけのものであることにより生じる「電源ユニットの自重による抜け出し」や「係止アームの振動による抜け出し」の防止を課題とする架台搭載引出し型電源装置に関する発明であるのに対し、甲3発明は、片手で持って作業できる小型・軽量であってベースに対する鉛直方向の動きが規制される分岐開閉器（ブレーカ）の取り付け構造に関する発明であるから、甲3発明においては、甲2発明のような大型・重量物が単にレールに載っているだけであるからこそ生じる問題は起こりえず、この問題に関する課題が想定され得ない。

さらに、甲3発明の取付板に取り付けられた抜け止め金具は、その優れた弾性によってブレーカ本体で押さえられて下方に撓んでいた状態から上方に戻り、上方に突出した突片がブレーカ本体の負荷側の端面に係合し、ブレーカ本体を取付板から取り外す際には、ドライバー等で下

方に撓ませられて上記係合が解除する構成・作用であり、甲3には、抜け止め金具を、ブレーカ本体に設けたり、ブレーカ本体に対する係合位置や係合解除位置で位置保持することについて開示も示唆もない。

加えて、甲3発明は、抜け止め金具の優れた弾性を利用してブレーカ本体を取付板上でスライドさせるだけで取り付けることができるワンタッチ式の取付機構であることを前提とするものであり（【0002】，【0003】，【0010】，【0013】【0016】，【0018】），このような甲3発明において、甲2発明のようなブレーカ本体への係合が解除された位置（係合解除位置）で抜け止め金具を位置保持する構成を採用すると、もはやワンタッチ式ではなくなるため、甲3発明の前提が消滅して目的に反するものとなってしまうことからすると、甲3発明において、「係止した状態としない状態とに選択保持可能な構成」を適用する動機付けはなく、かえって阻害要因がある。

(イ) 原告は、甲3発明に甲2発明を適用する具体的な態様としては、例えば、甲3発明の抜け止め金具及び突片の形状を概ね維持したまま、甲2発明のうち、突出することによって機器のスライドを防止するための部材を、取付板側ではなく機器側に設けるという技術事項を甲3発明に適用してもよいし、また、甲3発明のうち抜け止め金具及び突片を、甲2発明のうち相違点に係る部分（係止アームや操作用取手等）の具体的な構成と置き換えて機器側に設けてもよい旨主張する。

しかしながら、前記1(2)エ(イ)cで述べたように、原告主張の甲2に記載された選択保持可能という技術的思想は、所定の作用効果を奏するのに必要な構成を欠いて特定し、甲2発明の係止アーム、半固定用ばね体、操作用取手、リンク機構を含む具体的な構成を抽象化・一般化・上位概念化したものであって、甲2に記載されたものではないから、甲3発明に適用することはできないから、原告の上記主張は失当である。

(ウ) 以上によれば、相違点 4 に係る本件発明の構成は当業者が容易に想到し得たこととはいえないとした本件審決の判断に誤りはない。

イ 小括

以上のとおり、本件審決における相違点 4 の容易想到性の判断に誤りはないから、本件発明は、甲 3 発明及び甲 2 発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものではない。

したがって、原告主張の取消事由 2 は理由がない。

3 取消事由 3 (分割要件違反による甲 4 を主引用例とする本件発明の新規性及び進歩性の判断の誤り)

(1) 原告の主張

ア 分割要件の判断の誤り

本件審決は、原出願の出願当初の明細書、特許請求の範囲及び図面（以下、これらを併せて「原出願の当初明細書等」という。甲 9）には、回路遮断器 1 の取付板 2 に対する鉛直方向の動きが規制されるための構成としては、具体的には、取付板 2 に設けられた爪部 3、4 と、回路遮断器 1 に設けられた凹部 5、6 とで示されているが、原出願の当初明細書等記載の課題（従来のプラグインタイプの回路遮断器において発生する、回路遮断器を配置したときに回路遮断器の底面が取付板 6 2 の突出片 6 6 と干渉し、取り外しの際には突出片 6 6 の端をドライバなどの工具を用いて押圧しながら回路遮断器を取り外す必要があり、また突出片 6 6 の先端で電線被覆を傷付けるおそれがあるという課題）との関係で、回路遮断器 1 を取付板 2 に平行にスライドさせた時に、両者の間に嵌合が形成されるものであれば足りることは、十分に理解でき、取付板 2、回路遮断器 1 のどちらが爪部或いは凹部かということ、及び嵌合の具体的な態様は、上記の課題解決に直接関係するものではないから、本件発明の「前記取付板と前記回路遮断器とに夫々対応して設けられた嵌合部と被嵌合部とが互いに嵌合するこ

とにより、前記回路遮断器の前記取付板に対する鉛直方向の動きが規制されるとともに」との構成（以下「構成要件A」という場合がある。）は、原出願の当初明細書等との関係において新たな技術的事項を導入するものではなく、原出願の当初明細書等に記載された事項の範囲内のものである旨判断した。

しかしながら、本件審決の判断は、以下のとおり誤りである。

(ア) 本件発明の構成要件Aにおける「嵌合部」及び「被嵌合部」の用語は、少なくとも文言解釈としては、いずれも、爪部や凹部を含み、かつ、爪部や凹部以外の嵌合・被嵌合の関係にあるあらゆる構成を含み得る用語として用いられているものと解される。

すなわち、「嵌合」とは、軸と軸受けのように、機械の各部が嵌り合うことを意味するものであり、「嵌合部」という用語も、嵌り合うような形状の部材全般を意味するもので、爪部など凸部のみに限定されるものではない。そして、凸部であれ、凹部であれ、何か嵌り合うような形状の部材は、その一方を「嵌合部」とした場合に、その対となる部材が「被嵌合部」となるという関係にあるものである。このことは、例えば、本件発明の「前記取付板には前記ロックレバーの嵌合部を設け、」の構成における「嵌合部」について、本件明細書の図1において取付板のくぼんだ部分が「嵌合部」として図示されており、「嵌合部」が爪部に限定されていないことから裏付けられる。

また、構成要件Aにおける「夫々対応して設けられた」という文言については、曖昧な記載であり、複数の解釈の余地があると思われるが、少なくとも「嵌合部」及び「被嵌合部」の用語が上記のとおり解釈される以上、本件発明の構成要件Aが、回路遮断器に爪部を設け、取付板に凹部を設けた構成をも含むものといえる。

したがって、本件発明においては、「嵌合部」及び「被嵌合部」との

文言が用いられたことにより、回路遮断器の取付板に対する鉛直方向の動きを規制する態様が上位概念化され、「取付板」に設けられた「凹部」と「回路遮断器」に設けられた「爪部」とが嵌合する構成のものも含み得ることとなったものである。

(イ) しかるところ、原出願の当初明細書等及び第1ないし第4世代の親出願のそれぞれの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（以下「第1ないし第4世代の親出願の当初明細書等」という。甲5ないし8）においては、回路遮断器の鉛直方向の動きの規制について、爪部を取付板に設け、爪部と嵌合する凹部を回路遮断器に設ける態様のみが記載されており、爪部を回路遮断器に設け、凹部を取付板に設けることについては一切記載されていない。

そうすると、本件発明は、原出願の当初明細書等及び第1ないし第4世代の親出願の当初明細書等に記載された事項の範囲を超えるものであるから、本件出願は、特許法44条1項の分割要件を満たさない。

したがって、本件出願は、適法な分割出願といえないから、本件出願の出願日は、遡及せず、平成26年6月3日とされるべきものである。

これと異なる本件審決の判断は誤りである。

イ 小括

以上によれば、本件発明は、本件出願前に頒布された刊行物である甲4（特開2002-150911号公報。平成14年5月24日出願公開）に記載された発明と同一の発明であるから、新規性を欠如し、また、甲4に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、進歩性を欠如する。

したがって、これと異なる本件審決の判断は誤りである。

(2) 被告の主張

ア 分割要件の判断の誤りの主張に対し

(ア) a 「嵌合」とは、「軸が穴にかたくはまり合ったり、滑り動くようにゆるくはまり合ったりする関係」をいう語であり（広辞苑第7版）、軸としてのいわゆるオスと、穴としての所謂メスの嵌め合い構造のことであることからすると、本件発明の構成要件Aの「嵌合部」と「被嵌合部」は、「互いに嵌合することにより、前記回路遮断器の前記取付板に対する鉛直方向の動きが規制される」という機能的な特定によって、一方がオス、他方がメスとして互いに嵌め合う形状であり、かつ、嵌合した状態で両者の間に鉛直方向の動きを規制する構造を有するものであると解すべきである。

また、構成要件Aの「夫々対応して設けられた」との語は、「嵌合部」と「被嵌合部」とが対応する位置関係にあることを特定する用語であり、「嵌合部」と「被嵌合部」が互いに嵌合して鉛直方向の動きを規制することができるように対応した配置となっていることに意義がある用語である。したがって、構成要件Aは、嵌合部又は被嵌合部が取付板か回路遮断器のどちらに設けられているのかを限定するものでは決してない。

b 以上によれば、本件発明の構成要件Aは、取付板及び回路遮断器の一方に設けられた「嵌合部」と他方に設けられた「被嵌合部」とが、互いに対応して配置されるとともに一方がオス、他方がメスとして互いに嵌め合うことによって、回路遮断器の取付板に対する鉛直方向の動きが規制されると解すべきである。

(イ) 原出願の当初明細書等及び第1ないし第4世代の親出願の当初明細書等には、爪部と凹部がそれぞれ対応して設けられ、互いに嵌合することによって回路遮断器の取付板に対する鉛直方向の動きを規制する構造、つまり、爪部と凹部とが互いに対応して配置されるとともに爪部がオスで、凹部がメスとして互いに嵌め合っただけで、回路遮断器の取付板に対する鉛直方向の動きが規制されることによ

断器の取付板に対する鉛直方向への動きを規制する構造が記載されている。

また、本件明細書の実施例についても、爪部と凹部が、回路遮断器及び取付板のどちらに設けられているかを特定していないものの、原出願の当初明細書等記載の課題解決を図ることができる記載が多く見られ（「3の爪部aと5の凹部aが、4の爪部bと6の凹部bが勘合し取付板と鉛直な方向の動きを規制することができる。」（【0008】）、「爪部3、及び爪部4と凹部5及び凹部6との嵌合が外れる。」（【0014】）、「爪部3、4と凹部5、6の巾寸法関係」（【0015】）等）、爪部と凹部が回路遮断器または取付板のいずれに設置するかは、課題解決に直接関係しないことが強く裏付けられる。

甲3、16、17には、取付板に爪部が回路遮断器に凹部が設けられた構造が、甲18、20には、取付板に凹部が回路遮断器に爪部が設けられた構造が開示されていることからすると、爪部を回路遮断器に設け、凹部を取付板に設けた構成が原出願の当初明細書等に明示的に記載されていなかったとしても、爪部と凹部は、取付板と回路遮断器のどちらに設けても、互いに嵌め合って引っかかりが形成されることで鉛直方向の動きが規制される機能を発揮し得ることは、第1世代の親出願の出願当時、技術常識であったものである。

甲5ないし9に接した当業者は、上記各事項に鑑み、爪部が回路遮断器に凹部が取付板に設けられた逆の配置が明示的に記載されているか、あるいは記載されているも同然であると理解する。

そして、爪部を回路遮断器に、凹部を取付板に設ける逆の配置としても、原出願の当初明細書等に記載された発明の課題が解決され、爪部と凹部が互いに嵌合して回路遮断器の取付板に対する鉛直方向の動きが規制されるという本件発明の作用効果が得られることが当業者にとって容易に

理解できる。

以上によれば、本件発明の構成要件Aは、原出願の当初明細書等の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係で、新たな技術的事項を導入するものではなく、原出願の当初明細書等に記載された事項の範囲内のものであるから、本件出願は分割要件を満たしている。

イ 小括

以上によれば、本件出願は適法な分割出願であり、本件出願の出願日は第1世代の親出願の出願日に遡るから、原告主張の取消事由3は、理由がない。

第4 当裁判所の判断

1 本件明細書の記載事項について

- (1) 本件明細書(甲22)の発明の詳細な説明には、次のような記載がある(下記記載中に引用する図1ないし図6については別紙1を参照)。

ア 【技術分野】

【0001】

本発明は回路遮断器を分電盤の取付板に取り付けるための回路遮断器と取付板の構造に関するものである。

【背景技術】

【0002】

図6は従来の回路遮断器61を分電盤の取付板62に取り付ける構造の一例である。この取付構造は、まず、取付板62に対し回路遮断器61が斜めになる状態で回路遮断器61の電源側の凹部63を取付板62の突出部64に嵌め合わせ、次に回路遮断器61を取付板62に密着させ、回路遮断器61の負荷側に設けられた凹部65に同じく取付板に後付けされた弾性を持つ突出部66を嵌め合わせ、電源側の端子と母線をねじにより締付接続する構造であった。

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

しかしながら図1に示すようなプラグインタイプの回路遮断器は、取付板に設けられた母線とねじ無しで接続を行うためのプラグイン端子を電源側に設けており、取付板の上に回路遮断器を載置し、続いてプラグイン端子金具に母線が差し込まれるように負荷側から母線の方にスライドさせて取付板に装着する必要があるため、図6の取付方法では取付板の上に回路遮断器を配置したときに回路遮断器の底面が突出片66と干渉し、取付板に取付できないという不具合があった。また、取り外しの際には突出片66の端をドライバなどの工具を用いて押圧しながら回路遮断器を取り外す必要があった。さらに、突出片66は回路遮断器の負荷側側面から飛び出しているために、分電盤内に電線を引き回す場合、突出片66の先端で電線被覆を傷付ける恐れがあった。

【0004】

本発明は、上述のような従来の問題を解決し、プラグインタイプのような回路遮断器でも容易に取付でき、配線が傷付かず、取り外し時に工具を必要としない取付け構造を提供することを目的としている。

イ **【課題を解決するための手段】**

【0005】

そこで、請求項1の発明は、プラグイン端子金具が電源側に設けられたプラグインタイプの回路遮断器を分電盤などの母線が設けられた取付板に取り付けるための前記回路遮断器と取付板の構造であって、前記回路遮断器の底面から突出する、しないを外部つまみで択一的に選択保持可能なロックレバーを前記回路遮断器の前記母線とは反対側の負荷側に設けるとともに、前記取付板には前記ロックレバーの嵌合部を設け、前記取付板の上に載置した回路遮断器を前記母線の方にスライドさせていくと前記母線

がプラグイン端子金具に差し込まれていき、前記取付板と前記回路遮断器とに夫々対応して設けられた嵌合部と被嵌合部とが互いに嵌合することにより、前記回路遮断器の前記取付板に対する鉛直方向の動きが規制されるとともに、前記回路遮断器の底面から前記ロックレバーが突出して前記取付板の嵌合部に嵌合することにより、前記母線から前記回路遮断器を取り外す方向の動きが規制されて、前記取付板に前記回路遮断器が取り付けられた状態となるようにした回路遮断器の取付構造を提供したものである。

【発明の効果】

【0006】

以上のように本発明によれば、プラグインタイプのような回路遮断器でも容易に取付でき、配線が傷付かず、取り外し時に工具を必要としない取付け構造を提供することができる。

ウ **【発明を実施するための最良の形態】**

【0007】

この発明の実施例について図面を用いて以下に詳細に説明する。図1から図3は本件発明による回路遮断器の取付構造の実施例を示したものである。

【0008】

図1から図3において、1は電源側をプラグインタイプの端子とした回路遮断器、2は分電盤に設けられた取付板、3、4は取付板に設けられ回路遮断器1の取付板と鉛直な方向の動きを規制する爪部aと爪部b、5、6は前記爪部に対応する回路遮断器側に設けられた凹部aと凹部b、7は回路遮断器側に設けられ取付板から回路遮断器を取り外す方向の動きを規制するロックレバー、8はロックレバー7と嵌合する取付板側の嵌合部、9、10は回路遮断器の側面を規制する突出部aと突出部bである。また、11、12は取付板に設けられた母線、13、14はプラグイン端子部、

15, 16はプラグイン端子金具である。3の爪部aと4の爪部bは電源側から負荷側に向けて伸びており（開放されており）、5の凹部aと6の凹部bは電源側に向けて開放されている。これにより回路遮断器1を取付板2に載置して母線方向にスライドさせたときには、3の爪部aと5の凹部aが、4の爪部bと6の凹部bが勘合し取付板と鉛直な方向の動きを規制することができる。

【0009】

図1に示すロックレバー7は遮断器の底面から突出していない状態を示しているが、図4はロックレバー7が遮断器の底面から突出した様態の外観を示した。ロックレバー7は枠部701内を図の上端部と下端部に選択的に指掛部702をもって操作でき、それにより係止部703が底面から突出したり突出しなかったりする。

【0010】

図5は回路遮断器内のロックレバー7の周辺の構造を示している。この状態はロックレバー7が回路遮断器底面から突出していない状態を示している。指掛部702は図のように回路遮断器の負荷側側面からの突出がほとんどないようにしている。回路遮断器側に設けられた突起部17とふたつの溝18と19のいずれかが嵌合することにより、回路遮断器底面から突出した状態と突出しない場合の2つの位置を安定的に保持できるようにしてある。

【0011】

このように構成された取付構造により回路遮断器を取付板に取り付ける場合について説明する。まず、図1において、回路遮断器1のロックレバー7の係止部703が回路遮断器底面より突出しない状態にしておき、取付板の突出部a9, 突出部b10の間に遮断器がくるように、また4の爪部bが遮断器の6の凹部bの開口部にくるように取付板の上に載置する。

この時点では爪部 3, 4 と遮断器の凹部 5, 6 はかみ合っていない。次に回路遮断器 1 を母線 1 1, 1 2 の方向にスライドさせていくと母線 1 1, 1 2 がプラグイン端子金具 1 5, 1 6 に差し込まれていき、取付板に設けられた爪部 3 及び爪部 4 がそれぞれ回路遮断器の凹部 5, 凹部 6 と嵌合する。

【0012】

以上により、回路遮断器は図 1 の上方向（取付板に対する鉛直方向）と側面方向の動きが規制されるが、この状態では、回路遮断器は母線 1 1, 1 2 から遠い方向（遮断器の負荷側方向）へは取り外し可能である。

【0013】

次にロックレバー 7 の指掛部 7 0 2 を指で取付板の方向に押圧すると、係止部 7 0 3 が回路遮断器の底面より突出し、取付板の嵌合部 8 に嵌合する。これにより母線から回路遮断器を取り外す方向の動きを規制することができ、取付板 2 に回路遮断器 1 が取付られた状態となる。

【0014】

次に回路遮断器 1 を取付板 2 から取り外す場合について説明する。まず、ロックレバー 7 の指掛部 7 0 2 を取付板と反対の方向に指で引き上げ、嵌合部 8 とロックレバー 7 の係止部 7 0 3 との嵌合を解除する。次に回路遮断器 1 を母線 1 1, 1 2 と反対の方向に引き抜くように移動させることにより、爪部 3, 及び爪部 4 と凹部 5 及び凹部 6 との嵌合が外れる。この状態で回路遮断器 1 を取付板から持ち上げると取付板 2 から取り外すことができる。

【0015】

以上の説明のように、プラグインタイプの回路遮断器 1 を分電盤に設けられた取付板 2 に取り付けるために、取付板 2 と鉛直な方向の動きを規制する爪部 3 及び爪部 4 を取付板 2 に設けるとともに前記爪部 3, 4 とそれ

それぞれ対応する凹部 5，及び凹部 6 を回路遮断器 1 に設け，取付板 2 に設けられた母線 1 1，1 2 から回路遮断器 1 を取り外す方向の動きを規制するロックレバー 7 を回路遮断器 1 に設けるとともに取付板 2 には前記ロックレバー 7 が嵌合する嵌合部 8 を設け，回路遮断器の側面を位置規制する突出部 9 及び突出部 1 0 を取付板 2 に設けたために，プラグインタイプの回路遮断器を取付板と平行にスライドさせながら取り付けることが可能となり，分電盤内に電線を引き回す場合にもロックレバー 7 の指掛部は回路遮断器の負荷側側面からわずかしか突出していないため電線被覆を傷付ける恐れがない。また，回路遮断器の取り外しに工具を用いる必要がなく，工具を携帯しておく必要性もない取付構造を提供できる。

【0016】

なお，実施例では，回路遮断器の側面を位置規制する突出部 9，1 0 を設けた例としたが，爪部 3，4 と凹部 5，6 の寸法関係を適性に設定することで不要とできる。また，嵌合部 8 は取付板 2 の端部を折り曲げて形成された例で説明したが，係止部 7 0 3 の大きさに見合った穴としてもよく，穴と係止部の寸法関係で突出部 9，1 0 を不要にできる。これらは，本件発明の請求の範囲内で適宜変更可能である。

(2) 前記(1)の記載事項によれば，本件明細書には，本件発明に関し，次のような開示があることが認められる。

ア 図 6 記載の分電盤の取付板 6 2 に対し回路遮断器 6 1 が斜めになる状態で回路遮断器 6 1 の電源側の凹部 6 3 を取付板 6 2 の突出部 6 4 に嵌め合わせ，次に回路遮断器 6 1 を取付板 6 2 に密着させ，回路遮断器 6 1 の負荷側に設けられた凹部 6 5 に同じく取付板に後付けされた弾性を持つ突出部 6 6 を嵌め合わせ，電源側の端子と母線をねじにより締付接続する，従来の回路遮断器を分電盤の取付板に取り付けるための回路遮断器の取付構造を，図 1 記載のプラグイン端子を電源側に設けたプラグインタイプの回

路遮断器に用いる場合、プラグインタイプの回路遮断器は取付板の上に回路遮断器を載置し、続いてプラグイン端子金具に母線が差し込まれるように負荷側から母線の方向にスライドさせて取付板に装着する必要があるため、取付板の上に回路遮断器を配置したときに回路遮断器の底面が突出片66と干渉し、取付板に取付できないという不具合があり、また、取り外しの際には突出片66の端をドライバなどの工具を用いて押圧しながら回路遮断器を取り外す必要がある、さらに、突出片66は回路遮断器の負荷側側面から飛び出しているために、分電盤内に電線を引き回す場合、突出片66の先端で電線被覆を傷付けるおそれがあるという問題があった(【0002】，【0003】，図1，図6)。

イ 「本発明」は、従来の回路遮断器の取付構造の問題を解決し、プラグインタイプの回路遮断器でも容易に取付でき、配線が傷付かず、取り外し時に工具を必要としない取付け構造を提供することを目的とし、上記課題を解決するための手段として、プラグイン端子金具が電源側に設けられたプラグインタイプの回路遮断器の底面から突出する、しないを外部つまみで択一的に選択保持可能なロックレバーを、前記回路遮断器の前記母線とは反対側の負荷側に設けるとともに、前記取付板には前記ロックレバーの嵌合部を設け、前記取付板の上に載置した回路遮断器を前記母線の方向にスライドさせていくと前記母線がプラグイン端子金具に差し込まれていき、前記取付板と前記回路遮断器とに夫々対応して設けられた嵌合部と被嵌合部とが互いに嵌合することにより、前記回路遮断器の前記取付板に対する鉛直方向の動きが規制されるとともに、前記回路遮断器の底面から前記ロックレバーが突出して前記取付板の嵌合部に嵌合することにより、前記母線から前記回路遮断器を取り外す方向の動きが規制されて、前記取付板に前記回路遮断器が取り付けられた状態となるようにした構成を採用した(【0004】，【0005】)。

これにより「本発明」では、プラグインタイプの回路遮断器でも容易に取付でき、配線が傷付かず、取り外し時に工具を必要としない取付け構造を提供することができるという効果を奏する(【0006】、【0015】)。

ウ 「本発明」の実施例のロックレバー7においては、指掛部702をもってロックレバー7の係止部703が回路遮断器1の底面から突出したり、突出しなかつたりすることを選択的に操作することができ、この操作に伴って回路遮断器側に設けられた突起部17とふたつの溝18と19のいずれかが嵌合することにより、係止部703が回路遮断器底面から突出した状態と突出しない場合の2つの位置を安定的に保持できる(【0009】、【0010】、図1、図4、図5)。

2 取消事由1(甲1を主引用例とする本件発明1の進歩性の判断の誤り)について

本件の事案に鑑み、原告主張の相違点3の容易想到性の判断の誤りの有無から判断する。

本件審決は、相違点3に関し、①甲1発明の「分岐開閉器4を取り付けた取り付け部材5」は、本件発明の「回路遮断器」に相当するとはいえないし、また、甲1発明において、分岐開閉器4をベース2に取り付ける際に取り付け部材5を介在させないようにすることについての動機付けがないこと、②甲1発明の「板ばね25」を甲2発明の「係止アーム12」に置換することについての動機付けがないことを理由に、相違点3に係る本件発明の構成は、当業者が容易に想到しえたこととはいえない旨判断した(以下、①を「相違点3の容易想到性の判断(1)」、②を「相違点3の容易想到性の判断(2)」という。)

そこで、以下において、相違点4の容易想到性の判断(1)及び(2)の誤りの有無について、順次判断することとする。

(1) 甲1の記載事項について

ア 甲1には、次のような記載がある(下記記載中に引用する図1ないし図

16については別紙2を参照)。

(ア) 【特許請求の範囲】

【請求項1】 主幹開閉器と、この主幹開閉器に電氣的に接続された複数の導電バーと、これらの導電バーの長手方向と直交する幅方向の少なくとも一方側に並設されて少なくとも1本の導電バーに差し込み接続する受け刃状の接続端子を有するとともに導電バーへの差し込み方向と同方向である長手方向の両側に引っ掛け凹所を形成した複数の分岐開閉器と、これらの分岐開閉器の引っ掛け凹所に引っ掛けられる引っ掛け爪を夫々有してベースに取り付けられる複数の取り付け部材とを備えた分電盤において、前記各取り付け部材は、分岐開閉器における長手方向の導電バー側の一方の引っ掛け爪が分岐開閉器における長手方向の他方の引っ掛け爪から見て変位自在に形成されるとともに分岐開閉器における長手方向の他方の引っ掛け爪が略剛体にされたことを特徴とする分電盤。

【請求項2】 導電バーに接続端子を差し込む方向で取り付け部材を進退自在に保持するスライド保持部をベースに設けるとともに、スライド保持部に保持される被スライド保持部を取り付け部材に設けたことを特徴とする請求項1記載の分電盤。

【請求項3】 前記スライド保持部は、長孔または長孔の周縁を表裏両面から挟む挟持部のうち的一方により構成されるとともに前記被スライド保持部は、長孔または長孔の周縁を表裏両面から挟む挟持部のうち他方により構成されたことを特徴とする請求項2記載の分電盤。

【請求項4】 被スライド保持部をスライド保持部に沿ってスライドさせて導電バーに分岐開閉器の接続端子を差し込み接続した状態で取り付け部材に係止する係止部をベースに設けるとともに、前記取り付け部材に係止部に係止される被係止部を設けたことを特徴とする請求項2または請求項3記載の分電盤。

【請求項 5】 前記係止部は、係止孔または係止孔に係止される弾性体のうちの一方より構成されるとともに、前記被係止部は、係止孔または係止孔に係止される弾性体のうちの他方で形成されたことを特徴とする請求項 4 記載の分電盤。

(イ) 【0001】

【発明の属する技術分野】 本発明は、分電盤に関し、詳しくは分岐開閉器を取り付ける構造に関するものである。

【0002】

【従来の技術】 従来の分電盤にあつては、図 1 6 に示すように箱体 1 の底面のベース 2 を設け、ベース 2 の上に主幹開閉器と接続した導電バー 3 を配置してあり、導電バー 3 の長手方向と直交する両側に分岐開閉器 4 を並列に並べてある。各分岐開閉器 4 は分岐開閉器 4 の下に設けた取り付け部材 5 を介して取り付けられる。取り付け部材 5 は一端側をベース 2 の係止爪 6 に係止すると共に他端側をベースにビス 7 にて固定することで取り付けてある。分岐開閉器 4 の長手方向（入出力端子方向）の両端面には引っ掛け凹所 8 を設けてあり、取り付け部材 5 の両端には引っ掛け爪 9 を設けてあり、引っ掛け爪 9 を引っ掛け凹所 8 に引っ掛けることで取り付け部材 5 に分岐開閉器 4 を取り付けてある。両端の引っ掛け爪 9 のうち導電バー 3 と反対側の引っ掛け爪 9 は弾性変形可能な係脱用引っ掛け爪 9 a となっている。また導電バー 3 と分岐開閉器 4 のねじ端子との間には接続金具 1 0 が配置され、接続金具 1 0 の一端を導電バー 3 にネジ 1 1 にて接続してあると共に接続金具 1 0 の他端を分岐開閉器 4 のねじ端子に接続してある。図 1 6 で、1 2 は開閉自在な中蓋、1 3 は開閉扉である。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】 上記従来例の場合、取り付け部材 5 を

介して分岐開閉器 4 を取り付けた後、接続金具 10 をねじにて導電バー 3 や分岐開閉器 4 に接続することができるために取り付けの仕方や分岐開閉器 4 の外れの問題がないが、受け刃状の接続端子を一体に有する分岐開閉器の場合次の問題がある。受け刃状の接続端子を有する分岐開閉器の場合、分岐開閉器を横方向から差し込むと共に接続端子を導電バーに差し込み、分岐開閉器の両端の引っ掛け凹所に取り付け部材の引っ掛け爪を引っ掛け係止しなければならない。しかも横からスライドさせて差し込むとき外側の引っ掛け爪 9 が邪魔になって装着しにくいという問題がある。また装着することができても外側の引っ掛け爪 9 が弾性変形可能な係脱用引っ掛け爪 9 a であるために抜けやすいという問題がある。また分岐開閉器 4 を予め取り付け部材 5 に装着してから各取り付け部材 5 をベース 2 に固定することも考えられるが、取り付け部材 5 はビス 7 の締め付けにて取り付けられているために分岐開閉器 4 を取り付けたままではベース 2 に取り付けることができないという問題があった。

【0004】本発明は叙述の点に鑑みてなされたものであって、差し込み式の分岐開閉器の取り付けがしやすく、しかも取り付け後の分岐開閉器が外れにくい分電盤を提供することを課題とする。

【0005】

【課題を解決するための手段】上記課題を解決するため本発明の請求項 1 の分電盤では、主幹開閉器と、この主幹開閉器に電氣的に接続された複数の導電バーと、これらの導電バーの長手方向と直交する幅方向の少なくとも一方側に並設されて少なくとも 1 本の導電バーに差し込み接続する受け刃状の接続端子を有するとともに導電バーへの差し込み方向と同方向である長手方向の両側に引っ掛け凹所を形成した複数の分岐開閉器と、これらの分岐開閉器の引っ掛け凹所に引っ掛けられる引っ掛け爪を夫々有してベースに取り付けられる複数の取り付け部材とを備えた分

電盤において、前記各取り付け部材は、分岐開閉器における長手方向の導電バー側の一方の引っ掛け爪が分岐開閉器における長手方向の他方の引っ掛け爪から見て変位自在に形成されるとともに分岐開閉器における長手方向の他方の引っ掛け爪が略剛体にされたことを特徴とする。導電バー側の引っ掛け爪を変位させることにより取り付け部材の長手方向の2つの引っ掛け爪間に分岐開閉器を配置して引っ掛け爪を引っ掛け凹所に引っ掛けて分岐開閉器を容易に取り付けることができるとともに、導電バーと反対側の引っ掛け爪が略剛体であるため各分岐開閉器の接続端子を導電バーに差し込み接続した状態で分岐開閉器を取り付け部材に取り付けた後、分岐開閉器が外れにくくなる（導電バー側の引っ掛け爪が変位可能でも接続端子を導電バーに係止していることで外れにくい）。

【0006】本発明の請求項2の分電盤では、請求項1において、導電バーに接続端子を差し込む方向で取り付け部材を進退自在に保持するスライド保持部をベースに設けるとともに、スライド保持部に保持される被スライド保持部を取り付け部材に設けたことを特徴とする。分岐開閉器を取り付け部材に取り付けた状態で被スライド保持部をスライド保持部に沿ってスライドさせるだけで各分岐開閉器の接続端子を導電バーに接続することができ、各分岐開閉器の接続端子と導電バーとの接続作業が容易にできる。

【0007】本発明の請求項3の分電盤では、請求項2において、前記スライド保持部は、長孔または長孔の周縁を表裏両面から挟む挟持部のうち的一方により構成されるとともに前記被スライド保持部は、長孔または長孔の周縁を表裏両面から挟む挟持部のうち他方により構成されたことを特徴とする。スライド保持部及び被スライド保持部が長孔または長孔の周縁を表裏両面から挟む挟持部で構成されているので、構造が簡単になる。

【0008】本発明の請求項4の分電盤では、請求項2または請求項3において、被スライド保持部をスライド保持部に沿ってスライドさせて導電バーに分岐開閉器の接続端子を差し込み接続した状態で取り付け部材に係止する係止部をベースに設けるとともに、前記取り付け部材に係止部に係止される被係止部を設けたことを特徴とする。取り付け部材をベースのスライド保持部に沿って各分岐開閉器の接続端子が導電バーに差し込み接続する位置までスライドさせると、被係止部と係止部が係止されるので、分岐開閉器の接続端子が導電バーから外れる方向に取り付け部材が移動するのを抑えることができ、分岐開閉器を強固に固定できる。

【0009】本発明の請求項5の分電盤では、請求項4において、前記係止部は、係止孔または係止孔に係止される弾性体のうちの一方より構成されるとともに、前記被係止部は、係止孔または係止孔に係止される弾性体のうちの他方で形成されたことを特徴とする。弾性体を変形させることにより取り付け部材をベースから外すことができ、分岐開閉器の交換作業が容易にできる。

(ウ) 【0010】

【発明の実施の形態】まず、図1乃至図13に示す実施の形態から述べる。図1乃至図3に示すように箱体1の底面上にはベース2、14を装着しており、ベース14の上にはブレーカのような主幹開閉器15を装着しており、ベース2の上にはブレーカのような分岐開閉器4を多数並べて装着してある。ベース2、14上で箱体1の幅方向の中央には箱体1の長手方向に長い導電バー3を配置しており、導電バー3の一端を主幹開閉器15に接続してある。本例の場合、単相3線の電源が供給されるものであって、導電バー3は第1導電バー（電圧極バー）3a、第2導電バー（電圧極バー）3b、第3導電バー（中性極バー）3cの3線

で構成され、これらの3線は平行に設けてある。この導電バー3の両側に夫々上記分岐開閉器4を並列に並べて装着される。箱体1の開口には開閉自在な開閉扉13が装着してあり、開閉扉13の内側に中蓋12を開閉自在に装着してある。

【0011】分岐開閉器4には100V仕様のもものと200V仕様のものである。100V仕様の分岐開閉器4には端子を第1導電バー3aと第3導電バー3cに接続するもの（以下 L_1 という）と、第2導電バー3bと第3導電バー3cに接続するもの（以下 L_2 という）とがある。分岐開閉器4には受け刃状の接続端子16が設けられるのであるが、本例の場合、別体の導電金具17を取り付けることで接続端子16を設けるものである。導電金具17の一端には受け刃状の接続端子16を設けてあり、導電金具17の他端にはU字状の切り欠きを有する結合部27を設けてある。結合部27は分岐開閉器4の端子台部の端子板18と端子ねじ19との間にねじ締め固定できるようになっている。導電金具17には第1導電金具17a、第2導電金具17b、第3導電金具17c及び第4導電金具17dの4種類のものである。また導電金具17を取り付ける部分ではこの部分を覆う保護カバー20が設けられるが、保護カバー20には第1挿通空間21a、第2挿通空間21b及び第3挿通空間21cを設けてある。この保護カバー20は分岐開閉器4の入力端子側に当接するように配置される。

【0012】 L_1 の分岐開閉器4の場合、図8、図9に示すように第1挿通空間21aに第1導電金具17aの接続端子16部が挿通され、第2挿通空間21bに第2導電金具17bの接続端子16部が挿通され、第1導電金具17a及び第2導電金具17bの結合部27は端子ねじ19にてねじ締め固定される。第1導電金具17aの接続端子16は第1導電バー3aに差し込み接続するものであり、第2導電金具17bの接

続端子 1 6 は第 3 導電バー 3 c に差し込み接続するものである。L₂ の分岐開閉器 4 の場合、図 1 0、図 1 1 に示すように第 2 挿通空間 2 1 b に第 2 導電金具 1 7 b の接続端子 1 6 部が挿通され、第 3 挿通空間 2 1 c に第 3 導電金具 1 7 c の接続端子 1 6 部が挿通され、第 2 導電金具 1 7 b 及び第 3 導電金具 1 7 c の結合部 2 7 は端子ねじ 1 9 にてねじ締め固定される。第 2 導電金具 1 7 b の接続端子 1 6 は第 3 導電バー 3 c に差し込み接続するものであり、第 3 導電金具 1 7 c の接続端子 1 6 は第 2 導電バー 3 b に差し込み接続するものである。2 0 0 V の分岐開閉器 4 の場合、図 1 2、図 1 3 に示すように第 1 挿通空間 2 1 a に第 4 導電金具 1 7 d の接続端子 1 6 部が挿通され、第 3 挿通空間 2 1 c に第 3 導電金具 1 7 c の接続端子 1 6 部が挿通され、第 4 導電金具 1 7 d 及び第 3 導電金具 1 7 c の結合部 2 7 は端子ねじ 1 9 にてねじ締め固定される。第 4 導電金具 1 7 d の接続端子 1 6 は第 1 導電バー 3 a に差し込み接続するものであり、第 3 導電金具 1 7 c の接続端子 1 6 は第 2 導電バー 3 b に差し込み接続するものである。なお、上記例では別体の導電金具 1 7 をねじ接合して接続端子 1 6 を形成したが、分岐開閉器 4 に一体に接続端子 1 6 を設けたものでもよい。

【0 0 1 3】分岐開閉器 4 の長手方向（入出力端子方向）の両端には引っ掛け凹所 8 を設けてある。各分岐開閉器 4 の下には夫々取り付け部材 5 を配置してあり、この取り付け部材 5 を介して分岐開閉器 4 をベース 2 を取り付けるようになっている。取り付け部材 5 は図 6 に示すように上片 5 a と両側の側片 5 b とで略コ字状に形成されている。取り付け部材 5 の長手方向の両端には上記引っ掛け凹所 8 に引っ掛け係止する引っ掛け爪 9 を設けてある。両端の引っ掛け爪 9 のうち導電バー 3 側の引っ掛け爪 9 は変位可能な形状にした係脱用引っ掛け爪 9 a となっており、他方の引っ掛け爪 9 は略剛体になっている。取り付け部材 5 の上には分

岐開閉器 4 が配置され、両端の引っ掛け爪 9 を分岐開閉器 4 の引っ掛け凹所 8 に引っ掛け係止することで取り付け部材 5 の上に分岐開閉器 4 を取り付けられている。このとき係脱用引っ掛け爪 9 a を用いて容易に分岐開閉器 4 を着脱できる。ベース 2 にはスライド保持部として取り付け部材 5 の長手方向に長い長孔 2 2 を穿孔してある。取り付け部材 5 には被スライド保持部として係止爪 2 3 を長孔 2 2 に対応するように設けてある。この係止爪 2 3 は短い縦片 2 3 a と横に長い横片 2 3 b とで略 L 字状に形成されている。横片 2 3 b と側片 5 b のとの間の溝が長孔 2 2 の周縁に挿入されるようになっており、横片 2 3 b の上面と側片 5 b の下面が長孔 2 2 の周縁を表裏両面から挟持する挟持部となっている。またベース 2 には係止部としての係止孔 2 4 を穿孔してあり、取り付け部材 5 の長手方向の端部には被係止部としての略 V 字状の板ばね 2 5 を設けてあり、板ばね 2 5 の下方に尖った部分の先端部 2 5 a が係止孔 2 4 に係止するようになっており、また板ばね 2 5 には操作片 2 5 b も設けてある。

【0014】そして分岐開閉器 4 を取り付け部材 5 に取り付けた状態で取り付け部材 5 と一緒に分岐開閉器 4 が次のように装着される。取り付け部材 5 をベース 2 の上に配置して係止爪 2 3 が長孔 2 3 に挿入され、分岐開閉器 4 と一緒に取り付け部材 5 が導電バー 3 の方にスライドさせられる。分岐開閉器 4 と取り付け部材 5 をスライドさせると、接続端子 1 6 が導電バー 3 に差し込まれて電氣的に接続される。この状態で係止爪 2 3 が長孔 2 2 の周縁の下の位置し、長孔 2 2 の周縁が係止爪 2 3 と側片 5 b とで挟持される。このとき板ばね 2 5 の先端部 2 5 a が係止孔 2 4 に係止して取り付け部材 5 が動かないように止められる。このように分岐開閉器 4 を取り付けたとき、係脱用引っ掛け爪 9 a が導電バー 3 側に位置するため、導電バー 3 と接続端子 1 6 の係止にて係脱用引っ掛け爪 9 a と引っ掛け凹所 8 との係止が外れにくくなり、分岐開閉器 4 が

外れにくいように取り付けることができる。また板ばね 2 5 の先端部 2 5 a の係止を外して上記と逆にスライドさせることで分岐開閉器 4 と一緒に取り付け部材 5 を取り外すことができる。

【0015】なお、上記の実施の形態では、ベース 2 にスライド保持部としての長孔 2 2 を設けると共に取り付け部材 5 に被スライド保持部としての係止爪 2 3 を設けるものについて述べたが、これと逆にベース 2 にスライド保持部として係止爪 2 3 を設けると共に取り付け部材 5 に被スライド保持部として長孔 2 2 を設けてもよい。また上記の実施の形態では、ベース 2 に係止部として係止孔 2 4 を設けると共に取り付け部材 5 の被係止部として板ばね 2 5 を設けるものについて述べたが、これと逆にベース 2 に係止部として板ばね 2 5 を設けると共に取り付け部材 5 に被係止部として係止孔 2 4 を設けてもよい。

【0016】また図 1 4，図 1 5 に示す実施の形態について述べる。本実施の形態も上記実施の形態を基本的に同じであるが、主にスライド保持部と被スライド保持部の構造が異なる。まず、本例の場合、取り付け部材 5 は平板状に形成されている。またベース 2 に設ける長孔 2 2 は幅広部 2 2 a と幅狭部 2 2 b とで形成されており、幅狭部 2 2 b の側方に被挟持部 2 2 c を設けてあると共に被挟持部 2 2 c の内縁に勾配 2 2 d を設けてある。また取り付け部材 5 に設ける係止爪 2 3 は縦片 2 3 a と横片 2 3 b で構成されるが、横片 2 3 b は幅方向に突出している。また係止爪 2 3 は取り付け部材 5 を打ち抜くことで形成されている。また取り付け部材 5 の導電バー 3 と反対の端部には切り起こすことで引っ掛け爪 9 を設けてあり、引っ掛け爪 9 を切り起こした残りの部分が断面略 V 字状の板ばね 2 5 となっている。つまり、取り付け部材 5 自体に板ばね 2 5 を設けてある。またこの板ばね 2 5 のある方に対応する長孔 2 2 の幅広部 2 2 a が板ばね 2 5 の先端部 2 5 a の係止孔 2 4 となっている。

しかして長孔 2 2 の幅広部 2 2 a と係止爪 2 3 とを対応させた状態で係止爪 2 3 を幅広部 2 2 a に挿入し、取り付け部材 5 をスライドさせると、接続端子 1 6 が導電バー 3 に差し込まれ、係止爪 2 3 の横片 2 3 b が被挟持部 2 2 c の下に位置して被挟持部 2 2 c が取り付け部材 5 の下面と横片 2 3 b とで挟持され、板ばね 2 5 の先端部 2 5 a が幅広部 2 2 a の係止孔 2 4 に係止される。

(エ) 【0017】

【発明の効果】本発明の請求項 1 の発明は、取り付け部材は、分岐開閉器における長手方向の導電バー側の一方の引っ掛け爪が分岐開閉器における長手方向の他方の引っ掛け爪から見て変位自在に形成されるとともに分岐開閉器における長手方向の他方の引っ掛け爪が略剛体にされたので、導電バー側の引っ掛け爪を変位させることにより取り付け部材の長手方向の 2 つの引っ掛け爪間に分岐開閉器を配置して引っ掛け爪を引っ掛け凹所に引っ掛けて分岐開閉器を容易に取り付けることができるとともに、導電バーと反対側の引っ掛け爪が略剛体であるため各分岐開閉器の接続端子を導電バーに差し込み接続した状態で分岐開閉器を取り付け部材に取り付けた後、分岐開閉器が外れにくくなるものである。

【0018】本発明の請求項 2 の発明は、請求項 1 において、導電バーに接続端子を差し込む方向で取り付け部材を進退自在に保持するスライド保持部をベースに設けるとともに、スライド保持部に保持される被スライド保持部を取り付け部材に設けたので、分岐開閉器を取り付け部材に取り付けた状態で被スライド保持部をスライド保持部に沿ってスライドさせるだけで各分岐開閉器の接続端子を導電バーに接続することができ、各分岐開閉器の接続端子と導電バーとの接続作業が容易にできるものである。

【0019】本発明の請求項 3 の発明は、請求項 2 において、前記スラ

イド保持部は、長孔または長孔の周縁を表裏両面から挟む挟持部のうちの一方により構成されるとともに前記被スライド保持部は、長孔または長孔の周縁を表裏両面から挟む挟持部のうちの他方により構成されたので、スライド保持部及び被スライド保持部が長孔または長孔の周縁を表裏両面から挟む挟持部で構成されていて構造が簡単になるものである。

【0020】本発明の請求項4の発明は、請求項2または請求項3において、被スライド保持部をスライド保持部に沿ってスライドさせて導電バーに分岐開閉器の接続端子を差し込み接続した状態で取り付け部材に係止する係止部をベースに設けるとともに、前記取り付け部材に係止部に係止される被係止部を設けたので、取り付け部材をベースのスライド保持部に沿って各分岐開閉器の接続端子が導電バーに差し込み接続する位置までスライドさせると、被係止部と係止部が係止されるものであって、分岐開閉器の接続端子が導電バーから外れる方向に取り付け部材が移動するのを抑えることができ、分岐開閉器を強固に固定できるものである。

【0021】本発明の請求項5の発明は、請求項4において、前記係止部は、係止孔または係止孔に係止される弾性体のうちの一方より構成されるとともに、前記被係止部は、係止孔または係止孔に係止される弾性体のうちの他方で形成されたので、弾性体を変形させることにより取り付け部材をベースから外すことができ、分岐開閉器の交換作業が容易にできるものである。

イ 前記アの記載事項によれば、甲1には、甲1発明（前記第2の3(2)ア）に関し、次のような開示があることが認められる。

(ア) 図16に示すように、箱体1の底面のベース2を設け、ベース2の上に主幹開閉器と接続した導電バー3を配置し、導電バー3の長手方向と直交する両側に並列に並べた分岐開閉器4が、分岐開閉器4の下に設

けた取り付け部材 5 の一端側をベース 2 の係止爪 6 に係止すると共に他端側をベースにビス 7 で固定することにより、取り付け部材 5 を介してベース 2 に取り付けられており、分岐開閉器 4 と取り付け部材 5 の両端に設けた引っ掛け爪を分岐開閉器 4 の両端に設けた引っ掛け凹所 8 に引っ掛けることで取り付け部材 5 に分岐開閉器 4 を取り付けられており、また、導電バー 3 と分岐開閉器 4 のねじ端子との間には接続金具 10 が配置され、接続金具 10 の一端を導電バー 3 にネジ 11 にて接続してある、従来の分電盤においては、取り付け部材 5 を介して分岐開閉器 4 を取り付けした後、接続金具 10 をねじにて導電バー 3 や分岐開閉器 4 に接続することができるために取り付けの仕方や分岐開閉器 4 の外れの問題がないが、一方で、受け刃状の接続端子を有する分岐開閉器を取り付ける場合には、①分岐開閉器を横方向から差し込むと共に接続端子を導電バーに差し込み、分岐開閉器の両端の引っ掛け凹所に取り付け部材の引っ掛け爪を引っ掛け係止しなければならない、しかも横からスライドさせて差し込むとき外側の引っ掛け爪 9 が邪魔になって装着しにくいという問題、②装着することができても外側の引っ掛け爪 9 が弾性変形可能な係脱用引っ掛け爪 9 a であるために抜けやすいという問題、③また、分岐開閉器 4 を予め取り付け部材 5 に装着してから各取り付け部材 5 をベース 2 に固定することも考えられるが、取り付け部材 5 はビス 7 の締め付けにて取り付けられているために分岐開閉器 4 を取り付けたままではベース 2 に取り付けることができないという問題があった（【0002】、【0003】）。

「本発明」は、上記の問題に鑑みてされたものであって、差し込み式の分岐開閉器の取り付けがしやすく、しかも取り付け後の分岐開閉器が外れにくい分電盤を提供することを課題とする（【0004】）。

(イ) 「本発明」の請求項 4 の分電盤は、前記課題を解決するため、請求項 2 又は請求項 3 において、被スライド保持部をスライド保持部に沿っ

てスライドさせて導電バーに分岐開閉器の接続端子を差し込み接続した状態で取り付け部材に係止する係止部をベースに設けるとともに、前記取り付け部材に係止部に係止される被係止部を設けた構成を採用し、この構成により、取り付け部材をベースのスライド保持部に沿って各分岐開閉器の接続端子が導電バーに差し込み接続する位置までスライドさせると、被係止部と係止部が係止されるので、分岐開閉器の接続端子が導電バーから外れる方向に取り付け部材が移動するのを抑えることができ、分岐開閉器を強固に固定できるという効果を奏する（請求項4，【0008】，【0020】）。

また、「本発明」の請求項5の分電盤は、前記課題を解決するため、請求項4において、前記係止部は、係止孔または係止孔に係止される弾性体のうち的一方より構成されるとともに、前記被係止部は、係止孔または係止孔に係止される弾性体のうちの他方で形成された構成を採用し、この構成により、弾性体を変形させることにより取り付け部材をベースから外すことができ、分岐開閉器の交換作業が容易にできるという効果を奏する（請求項5，【0009】，【0021】）。

(2) 甲2の記載事項について

ア 甲2には、次のような記載がある（下記記載中に引用する第1図ないし第5図については別紙3を参照）。

(ア) 「【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】電源架台と、これに差込まれたときプラグイン式コネクタによる負荷回路などに接続される電源ユニットを備えた架台搭載引出し型電源装置において、

前記電源ユニットの前記電源架台への引留め時には、前記電源ユニットの前面パネルに設けられた収容凹部内に垂直状態で収納され、引留め解除時には水平状態に回動されるよう前記前面パネルに軸支された操作用

取手と、
該操作取手のアーム部に一端が所定角度で固定された支承ループ部を有する作動桿と、
前記前面パネルの裏面にその上下方向にスライド可能であって、その側面に前記作動桿の支承ループ部に嵌入される支承軸が設けられた係止アームと、
該係止アームによる電源ユニットの前記電源架台への引留め時および引留め解除時のそれぞれの状態位置に当該係止アームをその移動軸方向に垂直に保持するばね機構とを備え、
前記操作取手の回動操作により前記作動桿の支承ループ部の角度が変わり、その支承ループ部に嵌入された支承軸の上下移動に伴って係止アームを上下移動させ、該係止アームの下方先端部を前記電源架台の係止溝に係合または係合解除を行わせるようにし、前記操作取手の回動操作により前記電源ユニットを前記電源架台への引留めと引留め解除を行うようにしたことを特徴とする架台搭載引出し型電源装置の電源ユニット引留め構造。」（1頁左欄1行～1頁右欄10行）

(イ) 「(産業上の利用分野)

本考案は架台搭載引出し型電源装置の電源ユニット引留め構造に関するものである。」（1頁右欄12行～14行）

「(従来技術とその問題点)

後部に例えばプラグコネクタを備えた電源装置ユニット1乃至複数台を、レセプタクルコネクタを備えた電源架台内に差込み収納して、上記コネクタにより電源装置ユニット相互および負荷回路などに接続するようにした、所謂架台搭載引出し型の電源装置においては、振動などにより動作中の電源ユニットが電源架台から抜け出して、負荷回路などへの電力の供給が遮断されるのを防止することが必要である。

そこで従来においては、第1図(a)(b)に示す斜視図と部分断面側面図のように、引出しおよび差込み用の操作用取手(1)を備えた電源ユニット(2)の前面パネル(2a)面に、パネル面(2a)外に突出する操作用ノブ(3a)を備えた係止アーム(3b)と、そのスライドケース(3c)からなる引留め金具(3)を取付けて、以下のように電源ユニット(2)を電源架台(6)に引留めることが行われている。即ち操作用ノブ(3a)の上方への持上げ操作により、係止アーム(3b)の先端部をシャーシ(4)側に対応位置させて設けた係止溝(5)内から引き上げながら、電源ユニット(2)を電源架台(6)内に收容し、そののち操作用ノブ(3a)から手を離して係止アーム(3b)の先端を係止溝(5)内に図中点線のように自然落下させることにより、電源ユニット(2)を電源架台(6)に引留めることが行われている。なお図中(7)は電源ユニット(2)側のプラグコネクタ、(8)は電源架台(6)側のレセプタクルユニットである。

しかしこのように係止アーム(3b)をその自重により自然落下させて係止するものでは、振動により係止アーム(3b)が上下に踊って係止溝(5)内から抜け出すおそれがある。このため電源ユニット(2)の自重による前方への移動を生じてコネクタの接続解除を招き、負荷回路などへの電力の供給の遮断や不安定を生ずるおそれがある。

そこで、上記の如きストッパ装置を電源ユニット(2)の仮留め用として用い、電源架台(6)に固定して設けたL型金具(9)に、電源ユニット(2)のケース後面をねじ留めする手段をとって、前記のような振動による不測の係止解除を防ぐことが行われている。

しかしこれでは電源ユニットの差込みと引抜きに当たって多くの時間労力を必要とし、その程度は電源架台に搭載される電源ユニット数が大となればなる程大となる。」(1頁右欄15行～2頁左欄42行)

(ウ) 「(問題点を解決するための本考案の手段)

本考案は上記問題点の解決はもとより、従来手段によって得ることのできない利点を有する引留め構造の提供を目的としてなされたもので、次に実施例によって本考案を詳細に説明する。

(実施例)

第2図(a)(b)(c)および第3図(a)(b)(c)は電源ユニット(2)を電源架台(6)に引留めた状態と、引留めを解除した状態における本考案引留め構造の一実施例の要部正面図、要部断面側面図、および要部背面図、第4図および第5図は引留め解除時および引留め時における部分断面構成概略図である。

第2図において(2a)は第1図で前記した電源ユニットの前面パネル、(4)は電源架台のシャーシ、(5)はシャーシ(4)に設けた係止溝であってこれらは第1図で説明した従来装置と同じである。(10)は操作用取手の収容凹部であって、電源ユニット(2)の前面パネル(2a)面に設けられ、操作用取手(11)がパネル面外に突出しないような深さをもたせてある。

操作用取手(11)はその下部の両端の水平方向に固定して設けた支持軸(11a)を、収容凹部(10)の下端両側壁面に設けた支承穴(10a)に支承して、第2図(b)に示す垂直位置から第3図(b)に示す水平位置まで約90度回転できるように作られる。(12)は係止アームであって、その左右側面には支承軸(12a)と、係止アームの保持用切欠部(12b)と(12c)が設けられる。(13)はスライドケースであって、操作用取手の収容凹部(10)の裏面に固定されて係止アーム(12)の上下動を案内する。(14)は係止アームの作動桿、(14a)は支承ループ部であって、作動桿(14)の一端は操作用取手の収容凹部(10)に設けた移動穴(12d)を介して固定され、他端の支承ループ部(14a)は遊動しうるように係止

アーム (12) の支承軸 (12a) により支承される。

そして第2図のように操作用取手 (11) が収容凹部 (10) 内に収容された状態では、作動桿 (14) の下方への回動により係止アーム (12) が下方に移動して係止溝 (5) 内に入る。また第3図のように操作用取手 (11) を収容凹部 (10) 内から取り出して水平に位置させたとき、作動桿 (14) の上方への回動により係止アーム (12) が係止溝 (5) 内から引抜かれるように構成される。(15) は係止アームの半固定用ばね体、(15a) は係止アームの保持用折曲部であって、スライドケース (13) に固定されて、係止アーム (12) がシャーシ (4) 側の係止溝 (5) 内に入ったとき、第2図 (c) のように保持用折曲部 (15a) が係止アーム (12) に設けた上部の保持用切欠部 (12c) 内にばね力により落ち込んで、係止アーム (12) と操作用取手 (11) の位置を保持する。また第3図 (c) のように係止アーム (12) が係止溝 (5) から引抜かれた状態のときには、先端の保持用折曲部 (15a) が係止アーム (12) に設けた下部の保持用切欠部 (12b) 内にばね力により落ち込んで、係止アーム (12) と操作用取手 (11) の位置を保持する。」(2頁左欄43行～2頁右欄45行)

(エ) 「(考案の作用効果)

以上のように本考案では、第4図のように操作用取手 (11) を水平に位置させることにより、係止アーム (12) が電源架台 (6) 側の係止溝 (5) から引抜かれ、操作用取手 (11) を第5図のように垂直方向に位置させることにより、係止アーム (12) が電源架台 (6) 側の係止溝 (5) 内に差込まれるように構成される。

従って操作用取手 (11) を水平に倒して電源ユニット (2) を電源架台 (6) に差し込んだのち、操作用取手 (11) を収容凹部 (10) 内に押し込んで垂直に位置させる簡単な操作で、電源ユニット (2) を電源架台 (6) に引留めることができる。また操作用取手 (11) を水平に倒した

のち電源ユニット（２）を引出す簡単な操作で引留めを解除して、電源ユニット（２）を電源架台（６）から引出すことができ、操作用取手（１１）の操作のみで、電源ユニット（２）の電源架台（６）への引留めと引留めの解除を行いうる。

従って本考案の引留め構造を用いた引留め手段は第１図で前記した従来手段、即ち一方の手で係止アーム（３ｂ）の操作用ノブ（３ａ）を持ち上げながら他方の手により電源ユニット（２）を電源架台（６）に押し込み、押し込みが完了したのを確かめたのち操作用ノブ（３ａ）の持ち上げを解除して係止アーム（３ｂ）を係止溝（５）内に押し込むことにより引留め、また一方の手で係止アーム（３ｂ）を持ち上げたのち、他方の手により操作用取手（１）を操作して電源ユニット（２）を引き出さなければならぬ手段に比べて操作が簡単になる。

また本考案では係止アームの半固定用ばね体（１５）により係止アーム（１２）の引留め位置、および引留め解除位置が保持されるため、従来のように振動により係止アーム（１２）が上下に跳って引留めが解かれるおそれがないので、確実な引留めを行いうる。これに加えて本考案では電源ユニット（２）の電源架台（６）への搭載時には、操作用取手（１）が収容凹部（１０）内に収容されており、従来手段のように係止アーム（１２）の操作用ノブ（３ａ）が電源ユニット（２）のケース面外に突出することがない。従って従来のように点検保守者の衣服、器具などの操作用ノブ（３ａ）への引掛かりや接触により引留めが解除されるおそれがない。」（２頁右欄４６行～３頁右欄９行）

イ 前記アの甲２の記載事項によれば、甲２には、甲２発明（前記第２の３(2)イ)）に関し、次のような開示があることが認められる。

(ア) プラグコネクタを備えた電源装置ユニットを、レセプタクルコネクタを備えた電源架台内に差込み収納して、上記コネクタにより電源装置

ユニット及び負荷回路などに接続するようにした「架台搭載引出し型の電源装置」においては、振動などにより動作中の電源ユニットが電源架台から抜け出して、負荷回路などへの電力の供給が遮断されるのを防止することが必要であるため、従来の架台搭載引出し型の電源装置では、引出しおよび差込み用の操作用取手（１）を備えた電源ユニット（２）の前面パネル（２a）面に、パネル面（２a）外に突出する操作用ノブ（３a）を備えた係止アーム（３b）と、そのスライドケース（３c）からなる引留め金具（３）を取付け、操作用ノブ（３a）の上方への持上げ操作により、係止アーム（３b）の先端部を電源架台のシャーシ（４）側に対応位置させて設けた係止溝（５）内から引き上げながら、電源ユニット（２）を電源架台（６）内に収容したのち、操作用ノブ（３a）から手を離して係止アーム（３b）の先端を係止溝（５）内に自然落下させることにより、電源ユニット（２）を電源架台（６）に引留め、また、振動により電源ユニット（２）の自重による前方への移動が生じてコネクタの接続解除を招き、負荷回路などへの電力の供給の遮断や不安定を生ずるおそれを防止するため、ストッパ装置を電源ユニット（２）の仮留め用として用い、電源架台（６）に固定して設けたL型金具（９）に電源ユニット（２）のケース後面をねじ留めする手段をとっていたが、このような従来の手段では、電源ユニットの差込みと引抜きに当たって多くの時間労力を必要とし、その程度は電源架台に搭載される電源ユニット数が大となればなる程大となるという問題があった（第1図（a）、（b）。前記ア（イ））。

（イ） 「本考案」は、前記問題点を解決し、従来手段によって得ることのできない利点を有する引留め構造の提供を目的とするものであり、第4図のように操作用取手（11）を水平に位置させることにより、係止アーム（12）が電源架台（6）側の係止溝（5）から引抜かれ、第5図のように操作用取手（11）を垂直方向に位置させることにより、係止アーム

(12) が電源架台(6)側の係止溝(5)内に差込まれる構成を採用し、この構成により、①操作用取手(11)を水平に倒して電源ユニット(2)を電源架台(6)に差し込んだのち、操作用取手(11)を収容凹部(10)内に押し込んで垂直に位置させる簡単な操作で、電源ユニット(2)を電源架台(6)に引留めることができ、また、操作用取手(11)を水平に倒したのち電源ユニット(2)を引出す簡単な操作で引留めを解除して、電源ユニット(2)を電源架台(6)から引出すことができ、操作用取手(11)の操作のみで、電源ユニット(2)の電源架台(6)への引留めと引留めの解除を行いうるので、一方の手で係止アーム(3b)の操作用ノブ(3a)を持ち上げながら他方の手により電源ユニット(2)を電源架台(6)に押し込み、押し込みが完了したのを確かめたのち操作用ノブ(3a)の持ち上げを解除して係止アーム(3b)を係止溝(5)内に押し込むことにより引留め、一方の手で係止アーム(3b)を持ち上げたのち、他方の手により操作用取手(1)を操作して電源ユニット(2)を引き出さなければならない従来的手段に比べて操作が簡単になる、②「本考案」では係止アームの半固定用ばね体(15)により係止アーム(12)の引留め位置、および引留め解除位置が保持されるため、従来のように振動により係止アーム(12)が上下に踊って引留めが解かれるおそれがないので、確実な引留めを行いうるなどの効果を奏する(前記ア(ウ)、(エ))。

(3) 相違点3の容易想到性の判断(1)の誤りの有無について

原告は、①甲1発明の「分岐開閉器4を取り付けた取り付け部材5」は、予め一体とされた後、一体となった状態のまま、ベース2に取り付けられ、「回路遮断器の取り付け構造」における「回路遮断器」として用いられるものであり、本件発明の「回路遮断器」とその機能及び用途において相違するものではないから、本件審決における相違点1の認定には誤りがある、②本

件審決における相違点3の容易想到性の判断(1)は、本件発明と甲1発明との間に相違点1が存在することを前提とするから、その前提において誤りがある旨主張する。

ア(ア) そこで検討するに、本件発明の「プラグイン端子金具が電源側に設けられたプラグインタイプの回路遮断器を分電盤などの母線が設けられた取付板に取り付けるための前記回路遮断器と取付板の構造」の文言からすると、本件発明1の「回路遮断器」は、取付板に取り付けられる取付機構を有するものと理解できる。

そして、「回路遮断器」の構成の一部である取付機構は、回路遮断機能を有する機器そのものと予め一体不可分に作製する場合のほか、回路遮断機能を有する機器と別部材の取り付け部材とを一体化して作製する場合などが考えられる。

しかるところ、本件発明1の特許請求の範囲（請求項1）には、「回路遮断器」の取り機構について、回路遮断機能を有する機器そのものと予め一体不可分に作製されたものに限定する記載はない。また、本件明細書においても、そのような限定をする趣旨の記載はない。

そうすると、別部材の取付部材を取付機構を有する回路遮断器は、本件発明1の「回路遮断器」に含まれるものと解すべきである。

(イ) これに対し被告は、本件発明の特許請求の範囲（請求項1）には、「回路遮断器を分電盤などの母線が設けられた取付板に取り付けるための前記回路遮断器と取付板の構造」、「前記回路遮断器の前記母線とは反対側の負荷側には…ロックレバーを設け」、「前記取付板と前記回路遮断器とに夫々対応して設けられた嵌合部と被嵌合部」との記載があること、本件明細書には、本件発明の実施形態として、凹部やロックレバーを含む1つの部材として回路遮断器が構成されている実施形態のみが記載されていることからすると、本件発明は、回路遮断器を取付板に直

接取り付けることを前提にした発明であるといえる旨主張する。

しかしながら、前記(ア)認定のとおり、本件発明1の「回路遮断器」は、取付板に取り付けられる取付機構を有するものであるところ、本件発明1の特許請求の範囲(請求項1)には、「回路遮断器」の取り機構について、回路遮断機能を有する機器そのものと予め一体不可分に作製されたものに限定する記載はなく、また、本件明細書においても、そのような限定をする趣旨の記載はないから、被告の上記主張は採用することができない。

イ(ア) 次に、甲1には、取り付け部材5に関し、「各分岐開閉器4の下には夫々取り付け部材5を配置してあり、この取り付け部材5を介して分岐開閉器4をベース2を取り付けるようになっている。取り付け部材5は図6に示すように上片5aと両側の側片5bとで略コ字状に形成されている。取り付け部材5の長手方向の両端には上記引っ掛け凹所8に引っ掛け係止する引っ掛け爪9を設けてある。両端の引っ掛け爪9のうち導電バー3側の引っ掛け爪9は変位可能な形状にした係脱用引っ掛け爪9aとなっており、他方の引っ掛け爪9は略剛体になっている。取り付け部材5の上には分岐開閉器4が配置され、両端の引っ掛け爪9を分岐開閉器4の引っ掛け凹所8に引っ掛け係止することで取り付け部材5の上に分岐開閉器4を取り付けてある。」(【0013】)、「そして分岐開閉器4を取り付け部材5に取り付けた状態で取り付け部材5と一緒に分岐開閉器4が次のように装着される。取り付け部材5をベース2の上に配置して係止爪23が長孔23に挿入され、分岐開閉器4と一緒に取り付け部材5が導電バー3の方にスライドさせられる。分岐開閉器4と取り付け部材5をスライドさせると、接続端子16が導電バー3に差し込まれて電氣的に接続される。…このとき板ばね25の先端部25aが係止孔24に係止して取り付け部材5が動かないように止められる。

このように分岐開閉器 4 を取り付けたとき、係脱用引っ掛け爪 9 a が導電バー 3 側に位置するため、導電バー 3 と接続端子 1 6 の係止にて係脱用引っ掛け爪 9 a と引っ掛け凹所 8 との係止が外れにくくなり、分岐開閉器 4 が外れにくいように取り付けることができる。また板ばね 2 5 の先端部 2 5 a の係止を外して上記と逆にスライドさせることで分岐開閉器 4 と一緒に取り付け部材 5 を取り外すことができる。」(【0014】)との記載がある。この記載によれば、甲 1 発明の取り付け部材 5 と分岐開閉器 4 は、別部材ではあるが、分岐開閉器 4 を取り付け部材 5 に取り付けられた状態で、ベース 2 の上に配置し、取り付け部材 5 と一緒に分岐開閉器 4 を導電バー 3 の方向にスライドさせていくと前記導電バー 3 が接続端子 1 6 に差し込まれていき、ベース 2 に分岐開閉器 4 を取り付けられた取り付け部材 5 が取り付けられること、板ばね 2 5 の先端部 2 5 a の係止を外して上記と逆にスライドさせることで分岐開閉器 4 と一緒に取り付け部材 5 を取り外すことができることからすると、「分岐開閉器 4 を取り付けられた取り付け部材 5」は、予め一体とされた後一体となった状態のまま、ベース 2 に取り付けられ、また、一体となった状態のままベースから取り外されるのであるから、「分岐開閉器 4 を取り付けられた取り付け部材 5」における取り付け部材 5 は、分岐開閉器 4 と一体化された分岐開閉器 4 の取付機構としての機能を有するものと認められる。

そうすると、甲 1 発明の「分岐開閉器 4 を取り付けられた取り付け部材 5」は、本件発明の「プラグイン端子金具が電源側に設けられたプラグインタイプの回路遮断器を分電盤などの母線が設けられた取付板に取り付けるための前記回路遮断器と取付板の構造」における「回路遮断器」に相当するものと認められる。

したがって、甲 1 発明の「分岐開閉器 4 を取り付けられた取り付け部材 5」は、本件発明の「回路遮断器」に相当するものでないとした本件審決の

認定は誤りであるから、本件審決における相違点3の容易想到性の判断(1)も誤りである。

(イ) これに対し被告は、①甲1の記載によれば、甲1発明は、取り付け部材を介在させて分岐開閉器をベースに取り付ける場合に生じる問題（【0003】）を課題とし、取り付け部材を介在させて分岐開閉器をベースに取り付けることを前提にした発明である、②甲1には分岐開閉器が同じ構成で取り付け部材の高さが違う実施形態が記載されており、取り付け部材は、分岐開閉器をベースに取り付けるためのスペーサとして機能する別部材であるから、取り付け部材は、回路遮断器の一部を構成するものではない、③甲1発明において、分岐開閉器は協約形ブレーカであり、取り付け部材はそれに用いられる分岐取付台であるから、「分岐開閉器4を取り付けた取り付け部材5」を本件発明の回路遮断器とみなすことはできないなどとして、甲1発明の「分岐開閉器4を取り付けた取り付け部材5」は、本件発明の「回路遮断器」に相当するものといえない旨主張する。

しかしながら、前記(1)イ認定の甲1の開示事項によれば、甲1には、「本発明」は、差し込み式分岐開閉器の取り付けがしやすく、しかも取り付け後の分岐開閉器が外れにくい分電盤を提供することを課題とし、本件審決認定の甲1発明は、「請求項4の分電盤」に係る構成を採用することにより、分岐開閉器の接続端子が導電バーから外れる方向に取り付け部材が移動するのを抑えることができ、分岐開閉器を強固に固定できるという効果を奏するとともに、「請求項5の分電盤」に係る構成を採用することにより、弾性体を変形させることにより取り付け部材をベースから外すことができ、分岐開閉器の交換作業が容易にできるという効果を奏することが開示されているものと認められることに照らすと、甲1発明は、取り付け部材を介在させて分岐開閉器をベースに取り

付ける場合に生じる問題のみを課題としたものとはいえない。

次に、甲 1 には、分岐開閉器の一定の寸法に限定することを示す記載や導電バーを分岐開閉器の寸法に合わせた位置に配置することができないことを示す記載はなく、取り付け部材が、所定形状の分岐開閉器を導電バーの異なる高さに合わせるためのスペーサとして機能することを示す記載はない。また、前記(ア)認定のとおり、「分岐開閉器 4 を取り付けした取り付け部材 5」における取り付け部材 5 は、分岐開閉器 4 と別部材であるが、分岐開閉器 4 と一体化された分岐開閉器 4 の取付機構としての機能を有するものであるから、取り付け部材 5 が別部材であることは、「分岐開閉器 4 を取り付けした取り付け部材 5」が本件発明の「回路遮断器」に該当しないことの根拠となるものではない。

さらに、甲 1 には、甲 1 発明において分岐開閉器は協約形ブレーカであり、取り付け部材はそれに用いられる分岐取付台であることについての記載はないし、また、仮に分岐開閉器と取り付け部材がそのような関係にあるからといって、「分岐開閉器 4 を取り付けした取り付け部材 5」が本件発明の「回路遮断器」に該当しないことの根拠となるものではない。

したがって、被告の上記主張は採用することができない。

ウ 以上のとおり、本件審決における相違点 3 の容易想到性の判断(1)には誤りがある。

(4) 相違点 3 の容易想到性の判断(2)の誤りの有無について

原告は、①甲 1 及び 2 に接した当業者においては、甲 1 発明及び甲 2 発明は技術分野、課題及び作用・機能において共通すること、甲 1 発明においては、プラグコネクタの接続を解除する方向に分岐開閉器をスライドさせる際においては、板ばねの先端部 2 5 a が底面から突出しない状態に維持（ロックを外した状態に維持）させなければならないという課題があることを認識

するといえるから、甲1発明において、この課題を解決し、分岐開閉器の取り外しを容易にするために、甲1発明の板ばねに係る構成部分に甲2発明の係止アーム及び操作用取手（ロックを外した状態を維持できる構造）を適用することを試みる動機付けがあるといえる、②甲1発明に甲2発明を適用するに当たっては、甲2に記載された機器の底面から突出することによって機器のスライドを防止するための部材を、突出する状態と突出しない状態のそれぞれにおいて択一的に選択「保持」可能な構成とするという技術的思想を甲1発明に適用すれば足りるものであり、例えば、別紙原告主張書面記載の図1ないし図5に示した構成が考えられ、甲2に記載された選択保持可能という技術的思想を甲1発明に適用することは可能であり、かつ、その適用において特段の技術的困難はない、③そうすると、甲1及び甲2に接した当業者は、甲1発明において、プラグコネクタの接続を解除する方向に分岐開閉器をスライドさせる際に、板ばねの先端部25aが底面から突出しない状態に維持（ロックを外した状態に維持）させなければならないという課題があることを認識し、この課題を解決し、分岐開閉器の取り外しを容易にするために、甲1発明の板ばねに係る構成部分に甲2発明の係止アーム及び操作用取手（ロックを外した状態を維持できる構造）を適用し、相違点3に係る本件発明の構成（ロックレバーの外部つまみは、ロックレバーが「前記回路遮断器の底面から突出する、しないを外部つまみで択一的に選択保持可能」である構成）とすることを容易に想到することができたものである旨主張する。

ア しかしながら、甲1には、甲1発明の板ばねの係止が解除された状態（尠情報に撓んだ状態）で保持されることについての記載や示唆はない。また、甲1の【0014】の記載によれば、甲1発明においては、取り付け部材5の側片5bの下面から板ばね25が自動的に突出してベース2の係止孔24に係止することにより取り外し方向の規制が行われるから、取り外し方向の規制を行う際に、規制部材を突出した位置に保持する必要もな

い。

そうすると、甲1発明において、甲2発明の構造を適用して、機器の底面から突出して機器のスライドを防止するための部材を、操作用取手を用いることで突出する状態と突出しない状態のそれぞれにおいて択一的に選択保持可能な構成とするという動機付けがあるものと認めることはできない。

イ また、仮に原告が主張するように甲1発明において、プラグコネクタの接続を解除する方向に分岐開閉器をスライドさせる際においては、板ばねの先端部25aが底面から突出しない状態に維持（ロックを外した状態に維持）させなければならないという課題があることを認識し、当業者が、甲1発明において、甲2発明の係止アーム及び操作用取手（ロックを外した状態を維持できる構造）の構成を適用することを検討しようとしたとしても、具体的にどのように適用すべきかを容易に思い至ることはできないというべきであるから、結局、甲1発明に甲2発明の上記構成を適用する動機付けがあるものと認めることはできない。

この点に関し、原告は、甲1発明に甲2発明の上記構成を適用する具体例として、別紙原告主張図面の図1ないし5で示した構成が考えられる旨主張するが、板ばねや分岐開閉器のような小さな部材にさらに操作用取手や突起等を設け、その精度を保つ構造とすることを想起することが容易であったものとは考え難い。

ウ 以上によれば、甲1発明における板ばねに係る構成部分に、甲2に記載された発明の係止アーム及び操作用取手（ロックを外した状態を維持できる構造）を適用する動機付けがあるものと認めることはできないから、本件審決における相違点3の容易想到性(2)の判断に誤りはない。

したがって、原告の前記主張は理由がない。

(5) 小括

以上によれば、本件審決における相違点3の容易想到性(1)の判断に誤りはあるが、相違点3の容易想到性(2)の判断について誤りはないから、その余の点について判断するまでもなく、本件発明は、甲1発明及び甲2発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものと認めることはできない。

したがって、これと同旨の本件審決の判断に誤りはないから、原告主張の取消事由1は理由がない。

3 取消事由2（甲3を主引用例とする本件発明の進歩性の判断の誤り）について

(1) 甲3の記載事項について

ア 甲3には、次のような記載がある（下記記載中に引用する図1ないし図12については別紙4を参照）。

(ア) 【特許請求の範囲】

【請求項1】 銅バーに接続されるプラグイン端子金具を備えたプラグインブレーカの底部に、ブレーカ本体の取付方向に延びる溝を設けるとともに、取付板側には前記溝と嵌合してプラグインブレーカの取付位置を規制する規制金具を設けたことを特徴とするプラグインブレーカの取付機構。

【請求項2】 取付板に対して斜め上方から取り付けられるブレーカ本体に、ブレーカ本体の横方向の位置ずれを規制する規制金具を設けた請求項1に記載のプラグインブレーカの取付機構。

【請求項3】 取付板に対して水平に取り付けられるブレーカ本体に、ブレーカ本体の直線運動を許容する規制金具を設けた請求項1に記載のプラグインブレーカの取付機構。

【請求項4】 規制金具の先端を屈曲させ、ブレーカ本体の取付方向に延びる溝に嵌合させた請求項3に記載のプラグインブレーカの取付機構。

(イ) 【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は、プラグイン端子金具を備えたプラグインブレーカを分電盤の取付板に取り付けるために用いられるプラグインブレーカの取付機構に関するものである。

【0002】ブレーカを分電盤等の取付板にワンタッチで取り付けるために、従来より図11に示すような取付機構が開発されている。この取付機構では、ブレーカ本体1の電源側の端面に形成された第1凹溝部2に係合される第1係合爪3と、ブレーカ本体1の負荷側端面に形成された第2凹部4に係合される弾性を持つ第2係合爪5が一体に形成されている。そして一点鎖線で示すように、ブレーカ本体1を傾けてまず第1係合爪3に第1凹部2に係合させたうえ、ブレーカ本体1の他端を降ろして第2凹部4を第2係合爪5に嵌め込むようになっている。

【0003】この取付機構は、通常のブレーカについては全く問題なく使用できる。しかし図12に示すようなプラグインブレーカは、その電源側に主幹バー6に接続されるプラグイン端子金具7を備えているため、前記のようにブレーカ本体1を傾けながら取り付けようとすると、従来はブレーカ本体1の取付位置を規制する役割を兼ねていた第1係合爪3がブレーカ本体1の第1凹部2に係合する前に、主幹バー6とプラグイン端子金具7の一部とが係合する。従って、ブレーカ本体1の第2の凹部4を第2係合爪5に嵌め込んだときに、誤ってブレーカ本体1の側面方向からの力がかかることにより、ブレーカ本体1の左右の位置がずれ、第1係合爪3がブレーカ本体1の第1凹部2に係合せずにブレーカ本体1の壁面にあたり、十分に取付方向に押し込めないという不具合が起こる可能性があった。この結果、主幹バー6とプラグイン端子金具7とが接触不良となって事故の原因となる恐れがあるため、従来のワンタッチ式の取付機構は、プラグインブレーカについては使用することが不適切であった。

【0004】

【発明が解決しようとする課題】本発明は上記した従来の問題を解決し、プラグインブレーカ本体が位置ずれを起こすことなく取り付けることができるプラグインブレーカの取付機構を提供するためになされたものである。

(ウ) **【0005】**

【課題を解決するための手段】上記の課題を解決するためになされた本発明のプラグインブレーカの取付機構は、銅バーに接続されるプラグイン端子金具を備えたプラグインブレーカの底部に、ブレーカ本体の取付方向に延びる溝を設けるとともに、取付板側には前記溝と嵌合してプラグインブレーカの取付位置を規制する規制金具を設けたことを特徴とするものである。

【0006】特に、ブレーカ本体を取付板に対して斜め上方から取り付ける場合には、ブレーカ本体の横方向の位置ずれを規制する規制金具を設けたことを特徴とするものである。また、ブレーカ本体を取付板に対して水平に取り付ける場合には、ブレーカ本体に直線運動を許容する規制金具を設けたことを特徴とするものである。なお、取付板に対してブレーカ本体を水平に取り付ける場合には、規制金具の先端を屈曲させブレーカ本体の取付方向に延びる溝に嵌合させておいても良い。

【0007】本発明によれば、ブレーカ本体は規制金具により取付方向に対して横方向の位置が規制されるため、ブレーカ本体の取付位置がずれずに取付板に取り付けが可能である。特に、ブレーカ本体を取付板に対して斜め上方から取り付ける場合には、ブレーカ本体の取付方向に対して横方向の位置ずれを防止できる。また、ブレーカ本体を取付板に対して水平に取り付ける場合には、ブレーカ本体は規制金具により規制されながら取付板側に挿入されるため、プラグイン端子金具が銅バーに水

平に挿入されることとなり、プラグイン端子金具に無理な力がかかる恐れがない。なおここでいう溝とは、凹溝のように底部と両側壁を有するものに限らず、切り欠き溝のように底部と片側壁のみを有しているものも含むものとする。

(エ) 【0008】

【発明の実施の形態】以下に図面を参照しつつ、本発明の好ましい実施の形態を示す。まず、図1から図3に第1の実施の形態を示す。図1において、1はプラグインブレーカのブレーカ本体1であり、7はブレーカ本体1の電源側の端面に設けられたプラグイン端子金具である。これらのプラグイン端子金具7は先端が開いた弾性力を有するもので、この例では上下3段に形成されている。また、6は上下3段に形成された3極の主幹バーであり、ブレーカ本体1を従来通り矢印方向に嵌め込むことによって、各主幹バー6の先端が各プラグイン端子金具に挿入され、他の接続用金具を用いなくても主幹バー6とプラグインブレーカの接続ができる構造となっている。

【0009】ブレーカ本体1の底部両側には、図2に示すように切り欠き溝8が設けられている。これらの切り欠き溝8は、ブレーカ本体1の電源側の部分にのみ設ければよい。一方、取付板9側には規制金具10を主幹バー6のブレーカ本体1の取り付け側の端面の近傍で、取り付け側の端面よりも第2係合爪5寄りの位置に設ける。この規制金具10は、図3のようにブレーカ本体の切り欠き溝8と係合し、ブレーカ本体1のプラグイン端子金具が主幹バー6に対して嵌合するときにブレーカ本体1が横ずれしないように作用している。

【0010】また取付板9側には、弾性に優れた金属よりなる第2係合爪5を備えている。この第2係合爪5は取付板9とは別部材で構成され、ねじ等により取付板9に固定されている。

【0011】このように構成された本発明の取付機構によりプラグインブレーカを取付けるには、図1に示すようにブレーカ本体1の切り欠き溝8を規制金具10に当接させた状態で、ブレーカ本体1の負荷側を矢印の方向に移動させブレーカ本体1の第2の凹部4を第2係合爪5に嵌め込む。このとき規制金具10の作用によりブレーカ本体1は取付方向のみに動きを規制されているため、取付位置がずれることなくプラグイン端子金具7が主幹バー6と係合する。なお、上記したように規制金具10を設けたため、第2係合爪5は第1係合爪3と一体に形成された従来のものを使用しても全く問題はない。

(オ) 【0012】次に図4から図8に第2の実施形態を示す。図4、図5に示すように、この第2の実施形態ではブレーカ本体1の負荷側の底部両側に、その取付方向に延びる切り欠き溝8が設けられている。一方、取付板9側には規制金具10が設けられている。この規制金具10は、図6に示すようにブレーカ本体1の切り欠き溝8と係合し、ブレーカ本体1が主幹バー6に対して接離する直線運動を許容する。なお、切り欠き溝8はブレーカ本体1の底部全体に設けても良い。

【0013】また取付板9の裏面には、弾性に優れた金属よりなる抜け留め金具11が設けられている。この抜け止め金具11は取付板9の貫通孔12から上方に突出する突片13を備え、この突片13が上方に突出するように取付板9にねじ14等により固定されている。

【0014】このように構成された本発明の取付機構により、プラグインブレーカを取付板9に取り付けるには、図4に示すようにブレーカ本体1の凹溝を規制金具10に当接させた状態で、ブレーカ本体1の底面が取付板9から浮き上がらないようにブレーカ本体1を直線的にスライドさせる。このとき規制金具10の作用によりブレーカ本体1は直線運動を許容されているため、電源側の端面に設けられたプラグイン端子金

具 7 は直線的に主幹バー 6 の方向に移動し，主幹バー 6 と係合する。なお，このときには抜け止め金具 1 1 は弾性的に下方に撓み突片 1 3 は図 4 の状態になる。

【 0 0 1 5 】このようにしてブレーカ本体 1 が所定の位置（プラグイン端子金具 7 が主幹バー 6 と係合する位置）まで移動すると，図 7 に示すようにそれまで下方に撓んでいた抜け止め金具 1 1 が上方に戻り，突片 1 3 がブレーカ本体 1 の負荷側の端面 1 5 と係合する。この結果，ブレーカ本体 1 は図の右の方に移動できなくなり，取付板 9 の上に固定される。なお，ブレーカ本体 1 を取付板 9 から取り外したい場合には，図 7 に示すように取付板 9 の他の貫通孔 1 6 からドライバ等を差し込み，抜け止め金具を下方に撓ませながらブレーカ本体 1 を右方向にスライドさせればよい。

【 0 0 1 6 】図 8 は他の抜け止め金具 1 1 を示す図である。この例では，抜け止め金具 1 1 は軸 1 7 によって取付板 9 に揺動自在に枢着されており，先端部の裏面に設けられたばね 1 8 によって基端面 1 9 が取付板 9 の上方に突出している。この抜け止め金具 1 1 も前記の抜け止め金具 1 1 と同様の作用を持つ。

(カ) 【 0 0 1 7 】図 9，図 1 0 に示す第 3 の実施の形態では，ブレーカ本体 1 の切り欠き溝を凹溝とし，規制金具の両端の先端を内側に屈曲したものである。この規制金具 1 0 は図 1 0 に示すようにブレーカ本体 1 の前記溝と係合し，ブレーカ本体 1 が主幹バー 6 に対して接離する直線運動のみを許容するように作用する。また規制金具 1 0 の先端を屈曲させたことにより，取り付け後もブレーカ本体 1 が取付板 9 に対して上方に抜けることがないように規制している。

【 0 0 1 8 】また規制金具 1 0 は片側だけでもよく，形状も上記の実施の形態のみに限らず，例えば T 字状としてもよくブレーカ本体 1 の溝も

これに対応するものであればよい。なお、抜け止め金具 11 については、第 2 の実施の形態と同様である。

(キ) 【0019】

【発明の効果】以上に説明したように本発明のプラグインブレーカの取付機構によれば、プラグインブレーカを取付方向に対して横方向の位置ずれを起こすことなく取付板上に取り付けることができる。また、ブレーカ本体を取付板に対して斜め上方から取り付ける場合は、規制金具によりプラグインブレーカを取付方向に対して横方向の位置ずれを起こすことなく取付板上に取り付けることができる。また、ブレーカ本体を取付板に対して水平に取り付ける場合は、規制金具によりプラグイン端子金具に無理な力をかけず適切に取付板上に取り付けることができる。また、規制金具の先端を屈曲させることにより、取付方向の上下の位置ずれを防止し、より適切にブレーカ本体を取付板状に取り付けることができ、さらに取付後もプラグインブレーカが取付板に対して上方に抜けることがないという多くの利点がある。

イ 前記アの記載事項によれば、甲 3 には、甲 3 発明（前記第 2 の(3)ウ）に関し、次のような開示があることが認められる。

(ア) ブレーカを分電盤等の取付板にワンタッチで取り付けるために用いられる従来のワンタッチ式の取付機構は、図 11 に示すように、取付板において、ブレーカ本体 1 の電源側の端面に形成された第 1 凹溝部 2 に係合される第 1 係合爪 3 と、ブレーカ本体 1 の負荷側端面に形成された第 2 凹部 4 に係合される弾性を持つ第 2 係合爪 5 が一体に形成され、ブレーカ本体 1 を傾けてまず第 1 係合爪 3 に第 1 凹部 2 を係合させたうえで、ブレーカ本体 1 の他端を降ろして第 2 凹部 4 を第 2 係合爪 5 に嵌め込むようになっており、この取付機構は、通常のブレーカについては全く問題なく使用できるが、一方で、図 12 に示すようなプラグインブレーカ

は、その電源側に主幹バー6に接続されるプラグイン端子金具7を備えているため、ブレーカ本体1を傾けながら取り付けようとするとき、第1係合爪3がブレーカ本体1の第1凹部2に係合する前に、主幹バー6とプラグイン端子金具7の一部とが係合するため、ブレーカ本体1の第2の凹部4を第2係合爪5に嵌め込んだときに、誤ってブレーカ本体1の側面方向からの力がかかることにより、ブレーカ本体1の左右の位置がずれ、第1係合爪3がブレーカ本体1の第1凹部2に係合せずにブレーカ本体1の壁面にあたり、十分に取付方向に押し込めないという不具合が起こる可能性があった結果、主幹バー6とプラグイン端子金具7とが接触不良となって事故の原因となるおそれがあり、従来のワンタッチ式の取付機構は、プラグインブレーカについては使用することが不適切であった（【0002】，【0003】）。

(イ) 「本発明」は、従来の問題を解決し、プラグインブレーカ本体が位置ずれを起こすことなく取り付けることができるプラグインブレーカの取付機構を提供することを課題とし、この課題を解決するための手段として、銅バーに接続されるプラグイン端子金具を備えたプラグインブレーカの底部に、ブレーカ本体の取付方向に延びる溝を設けるとともに、取付板側には前記溝と嵌合してプラグインブレーカの取付位置を規制し、ブレーカ本体を取付板に対して水平に取り付ける場合にブレーカ本体に直線運動を許容する先端を屈曲させた規制金具を設けた構成を採用した（【0005】，【0006】，【0017】，図9，10）。

この構成により、「本発明」のプラグインブレーカの取付機構は、①プラグインブレーカを取付方向に対して横方向の位置ずれを起こすことなく取付板上に取り付けることができる、②ブレーカ本体を取付板に対して斜め上方から取り付ける場合は、規制金具によりプラグインブレーカを取付方向に対して横方向の位置ずれを起こすことなく取付板上に取

り付けることができる、③ブレーカ本体を取付板に対して水平に取り付ける場合は、規制金具によりプラグイン端子金具に無理な力をかけず適切に取付板上に取り付けることができ、また、規制金具の先端を屈曲させることにより、取付方向の上下の位置ずれを防止し、より適切にブレーカ本体を取付板状に取り付けることができる、④取付後もプラグインブレーカが取付板に対して上方に抜けることがないという効果を奏する（【0019】）。

(2) 相違点4の容易想到性の判断の誤りの有無について

原告は、①甲2には、突出することによって機器のスライドを防止するための部材を、取付板側ではなく機器側に設けるという技術事項及び当該部材を、突出する状態と突出しない状態のそれぞれにおいて択一的に選択「保持」可能な構成とするという技術事項が記載されている、②甲3発明及び甲2発明は、プラグコネクタに接続された機器のスライドを防止する機構という同一の技術分野に属する発明であり、電源装置等において、プラグコネクタの接続が外れてしまう方向に電子機器がスライドすることを防止するという共通の課題、垂直方向に部材（抜け止め金具及び突片、係止アーム）を突出させることによって、プラグコネクタの接続が外れてしまう方向への電子機器の移動を規制するという共通の作用・機能を有していること、技術的課題について複数の解決手段が知られている場合、ある解決手段を別の解決手段に置換することは、当事者の通常の創作能力の発揮として、普通に行われていることであることからすると、甲2及び甲3に接した当業者において3は、甲3発明の上記課題を解決するための手段として、甲3発明における抜け止め金具及び突片に係る構成部分に甲2発明の係止アーム及び操作用取手（ロックを外した状態を維持できる構造）を適用することを試みる動機付けがある、③甲3発明に甲2発明を適用するに当たっては、甲2に記載された機器の底面から突出することによって機器のスライドを防止するための部材を、

突出する状態と突出しない状態のそれぞれにおいて択一的に選択「保持」可能な構成とするという技術的思想を甲3発明に適用すれば足りるものであり、例えば、別紙原告主張書面記載の図1ないし図5に示した構成が考えられ、甲2に記載された選択保持可能という技術的思想を甲3発明に適用することは可能であり、かつ、その適用において特段の技術的困難はない、④そうすると、甲2及び甲3に接した当業者は、甲3発明において、甲3発明の抜け止め金具11の突片13に係る構成部分に甲2発明の係止アーム及び操作用取手（ロックを外した状態を維持できる構造）を適用して、相違点4に係る本件発明の構成とすることを容易に想到することができたものであるから、これを否定した本件審決の判断は誤りである旨主張する。

ア そこで検討するに、前記(1)イ認定のとおり、甲3には、甲3発明に関し、プラグインブレーカ本体が位置ずれを起こすことなく取り付けることができるプラグインブレーカの取付機構を提供することを課題とし、この課題を解決するための手段として、銅バーに接続されるプラグイン端子金具を備えたプラグインブレーカの底部に、ブレーカ本体の取付方向に延びる溝を設けるとともに、取付板側には前記溝と嵌合してプラグインブレーカの取付位置を規制し、ブレーカ本体を取付板に対して水平に取り付ける場合にブレーカ本体に直線運動を許容する先端を屈曲させた規制金具を設けた構成を採用し（【0005】、【0006】、【0017】、図9、10）、この構成により、甲3発明のプラグインブレーカの取付機構は、ブレーカ本体を取付板に対して水平に取り付ける場合は、規制金具によりプラグイン端子金具に無理な力をかけず適切に取付板上に取り付けることができ、また、規制金具の先端を屈曲させることにより、取付方向の上下の位置ずれを防止し、より適切にブレーカ本体を取付板状に取り付けることができること、取付後もプラグインブレーカが取付板に対して上方に抜けることがないという効果を奏すること（【0019】）の記載があることが認め

られる。

そして、甲3には、「また取付板9の裏面には、弾性に優れた金属よりなる抜け留め金具11が設けられている。この抜け止め金具11は取付板9の貫通孔12から上方に突出する突片13を備え、この突片13が上方に突出するように取付板9にねじ14等により固定されている。」（【0013】），「このように構成された本発明の取付機構により、プラグインブレーカを取付板9に取り付けるには、図4に示すようにブレーカ本体1の凹溝を規制金具10に当接させた状態で、ブレーカ本体1の底面が取付板9から浮き上がらないようにブレーカ本体1を直線的にスライドさせる。このとき規制金具10の作用によりブレーカ本体1は直線運動を許容されているため、電源側の端面に設けられたプラグイン端子金具7は直線的に主幹バー6の方向に移動し、主幹バー6と係合する。なお、このときには抜け止め金具11は弾性的に下方に撓み突片13は図4の状態になる。」（【0014】），「このようにしてブレーカ本体1が所定の位置（プラグイン端子金具7が主幹バー6と係合する位置）まで移動すると、図7に示すようにそれまで下方に撓んでいた抜け止め金具11が上方に戻り、突片13がブレーカ本体1の負荷側の端面15と係合する。この結果、ブレーカ本体1は図の右の方に移動できなくなり、取付板9の上に固定される。なお、ブレーカ本体1を取付板9から取り外したい場合には、図7に示すように取付板9の他の貫通孔16からドライバ等を差し込み、抜け止め金具を下方に撓ませながらブレーカ本体1を右方向にスライドさせればよい。」（【0015】），「図9、図10に示す第3の実施の形態では、ブレーカ本体1の切り欠き溝を凹溝とし、規制金具の両端の先端を内側に屈曲したものである。この規制金具10は図10に示すようにブレーカ本体1の前記溝と係合し、ブレーカ本体1が主幹バー6に対して接離する直線運動のみを許容するように作用する。また規制金具10の先端を屈

曲させたことにより、取り付け後もブレーカ本体1が取付板9に対して上方に抜けることがないように規制している。」（【0017】）との記載がある。これらの記載によれば、甲3には、甲3発明の抜け止め金具11の突片13は、ブレーカ本体1をスライドさせたときに、抜け止め金具11を操作しなくとも、突片13がブレーカ本体1の負荷側の端面15と係合し、取付板9に設けられた先端を屈曲させた規制金具10と前記ブレーカ本体1に設けられたと凹溝とした切欠き溝8とが互いに係合することにより、ブレーカ本体1の前記取付板9に対する上方の動きが規制されるとともに、主幹バー6からブレーカ本体1を取り外す方向の動きが規制されて、取付板9の上にブレーカ本体1が取り付けられた状態で固定されることを理解できる。

このように甲3には、甲3発明がブレーカ本体1の前記取付板9に対する上方の動きが規制されるとともに、主幹バー6からブレーカ本体1を取り外す方向の動きが規制されて、取付板9の上にブレーカ本体1が取り付けられた状態で固定されることの開示がある。

イ 一方で、甲3には、甲3発明において、原告が主張する甲2記載の技術的事項（突出することによって機器のスライドを防止するための部材を、取付板側ではなく機器側に設けるという技術事項及び当該部材を、突出する状態と突出しない状態のそれぞれにおいて択一的に選択「保持」可能な構成とするという技術事項）を適用すべき問題点があることや、その適用によってより優れた効果が得られることについての記載も示唆もない。また、甲2においても、そのような記載も示唆もない。

そうすると、甲3発明において、甲3発明の抜け止め金具11の突片13に係る構成部分に甲2発明の係止アーム及び操作用取手（ロックを外した状態を維持できる構造）をあえて適用する動機付けがあるものと認めることはできない。

したがって、その余の点について判断するまでもなく、原告の前記主張は理由がない。

(3) 小括

以上によれば、本件審決における相違点4の容易想到性の判断について誤りはないから、本件発明は、甲3発明及び甲2発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものと認めることはできない。

したがって、原告主張の取消事由2は理由がない。

4 取消事由3（分割要件違反による甲4を主引用例とする本件発明の新規性及び進歩性の判断の誤り）について

(1) 原出願の当初明細書等の記載事項について

ア 原出願の当初明細書等（甲9）には、次のような記載がある。

（ア） 特許請求の範囲、

【請求項1】

プラグイン端子金具が電源側に設けられたプラグインタイプの回路遮断器を分電盤などの母線が設けられた取付板に取り付けるための前記回路遮断器と取付板の構造であって、前記回路遮断器の負荷側には、電線を斜め上方から挿入可能な電線挿入孔を設け、さらに、前記回路遮断器の底面から突出する、しないを外部つまみで択一的に選択保持可能なロックレバーを電線挿入孔よりも下方位置に設けるとともに、前記取付板には前記ロックレバーが嵌合する穴部を設け、取前記付板の上に載置した回路遮断器を前記母線の方向にスライドさせていくと前記母線がプラグイン端子金具に差し込まれていき、前記取付板に設けられた爪部が、該爪部と対応して前記回路遮断器に設けられた凹部と嵌合することにより、前記回路遮断器の前記取付板に対する鉛直方向の動きが規制されるとともに側面方向の動きが規制され、

前記回路遮断器の底面から前記ロックレバーが突出して前記取付板の穴部に嵌合することにより、前記母線から前記回路遮断器を取り外す方向の動きが規制されて、前記取付板に前記回路遮断器が取り付けられた状態となる一方、

前記ロックレバーの指掛部を前記取付板と反対の方向に引き上げて穴部と前記ロックレバーとの嵌合を解除してから、前記回路遮断器を前記母線と反対の方向に引き抜くように移動させることにより、

爪部と前記回路遮断器との嵌合が外れて前記回路遮断器を取付板から取り外せるようにしたことを特徴とした回路遮断器の取付構造。

(イ) 明細書の発明の詳細な説明

原出願の当初明細書等の明細書の発明の詳細な説明の記載は、【0005】が以下のとおりであるほかは、前記1(1)の本件明細書の発明の詳細な説明の記載と同一である。また、図面は、別紙1記載の本件明細書の図面(図1ないし図6)と同一である。

【0005】

そこで、請求項1の発明は、プラグイン端子金具が電源側に設けられたプラグインタイプの回路遮断器を分電盤などの母線が設けられた取付板に取り付けるための前記回路遮断器と取付板の構造であって、

前記回路遮断器の負荷側には、電線を斜め上方から挿入可能な電線挿入孔を設け、さらに、前記回路遮断器の底面から突出する、しないを外部つまみで択一的に選択保持可能なロックレバーを電線挿入孔よりも下方位置に設けるとともに、

前記取付板には前記ロックレバーが嵌合する穴部を設け、

取前記付板の上に載置した回路遮断器を前記母線の方向にスライドさせていくと前記母線がプラグイン端子金具に差し込まれていき、

前記取付板に設けられた爪部が、該爪部と対応して前記回路遮断器に設

けられた凹部と嵌合することにより、
前記回路遮断器の前記取付板に対する鉛直方向の動きが規制されるとともに側面方向の動きが規制され、
前記回路遮断器の底面から前記ロックレバーが突出して前記取付板の穴部に嵌合することにより、前記母線から前記回路遮断器を取り外す方向の動きが規制されて、前記取付板に前記回路遮断器が取り付けられた状態となる一方、
前記ロックレバーの指掛部を前記取付板と反対の方向に引き上げて穴部と前記ロックレバーとの嵌合を解除してから、前記回路遮断器を前記母線と反対の方向に引き抜くように移動させることにより、爪部と前記回路遮断器との嵌合が外れて前記回路遮断器を取付板から取り外せるようにしたことを特徴とした回路遮断器の取付構造を提供したものである。

イ 前記アの記載事項によれば、原出願の当初明細書等には、原出願の請求項1に係る発明に関し、回路遮断器を分電盤の取付板に取り付けるための従来の回路遮断器の取付構造をプラグインタイプの回路遮断器に用いる場合には、回路遮断器を取付板の上に配置したときに回路遮断器の底面が取付板の突出片66と干渉し、取付板に取付できないという不具合があり、また、取り外しの際には突出片66の端をドライバなどの工具を用いて押圧しながら回路遮断器を取り外す必要があり、さらに、突出片66の先端で電線被覆を傷付けるおそれがあるという課題を解決し、プラグインタイプの回路遮断器でも容易に取付でき、配線が傷付かず、取り外し時に工具を必要としない取付け構造を提供することを目的とし（【0002】ないし【0004】、図1、図6）、上記課題を解決するための手段として、プラグイン端子金具が電源側に設けられたプラグインタイプの回路遮断器の底面から突出する、しないを外部つまみで択一的に選択保持可能な「ロックレバー」を、前記回路遮断器の前記母線とは反対側の負荷側に設ける

とともに、前記取付板には前記ロックレバーの「嵌合部」を設け、前記取付板の上に載置した回路遮断器を前記母線の方にスライドさせていくと前記母線がプラグイン端子金具に差し込まれていき、前記取付板に設けられた「爪部」が、該爪部と対応して前記回路遮断器に設けられた「凹部」と嵌合することにより、前記回路遮断器の前記取付板に対する鉛直方向の動きが規制されるとともに、前記回路遮断器の底面から前記ロックレバーが突出して前記取付板の嵌合部に嵌合することにより、前記母線から前記回路遮断器を取り外す方向の動きが規制されて、前記取付板に前記回路遮断器が取り付けられた状態となるようにした構成を採用し（【0004】、【0005】）、これにより、プラグインタイプの回路遮断器でも容易に取付でき、配線が傷付かず、取り外し時に工具を必要としない取付け構造を提供することができるという効果を奏すること（【0006】、【0015】）の開示があることが認められる。

(2) 分割要件の判断の誤りの有無について

原告は、①本件発明の「前記取付板と前記回路遮断器とに夫々対応して設けられた嵌合部と被嵌合部とが互いに嵌合することにより、前記回路遮断器の前記取付板に対する鉛直方向の動きが規制されるとともに」との構成（構成要件A）における「嵌合部」及び「被嵌合部」の用語は、その文言解釈として、爪部や凹部を含み、かつ、爪部や凹部以外の嵌合・被嵌合の関係にあるあらゆる構成を含み得る用語として用いられているものと解される、②原出願の当初明細書等には、回路遮断器の鉛直方向の動きの規制について、爪部を取付板に設け、爪部と嵌合する凹部を回路遮断器に設ける態様のみが記載されており、爪部を回路遮断器に設け、凹部を取付板に設けることについては一切記載されていない、③そうすると、本件発明においては、「嵌合部」及び「被嵌合部」との文言が用いられたことにより、回路遮断器の取付板に対する鉛直方向の動きを規制する態様が上位概念化され、「取付板」に設け

られた「凹部」と「回路遮断器」に設けられた「爪部」とが嵌合する構成のものも含み得ることとなったものであるから、本件発明は、原出願の当初明細書等及び第1ないし第4世代の親出願の当初明細書等に記載された事項の範囲を超えるものであるから、本件出願は、特許法44条1項の分割要件を満たさない旨主張するので、以下において判断する。

ア 本件発明の構成要件Aにおける「嵌合部」及び「被嵌合部」の意義について

(ア) 本件発明の特許請求の範囲（請求項1）には、「嵌合部」に関し、「前記取付板には前記ロックレバーの嵌合部を設け」との記載があるが、本件発明の構成要件Aの「前記取付板と前記回路遮断器とに夫々対応して設けられた嵌合部と被嵌合部とが互いに嵌合することにより、前記回路遮断器の前記取付板に対する鉛直方向の動きが規制されるとともに」の構成における「嵌合部」及び「被嵌合部」を特定の形状又は態様のものに限定する記載はない。

また、本件明細書には、本件発明の構成要件Aにおける「嵌合部」及び「被嵌合部」の用語を定義する記載はない。

一方で、本件明細書には、「前記回路遮断器の前記取付板に対する鉛直方向の動きを規制」する嵌合の実施例として、取付板2に設けられた爪部3、4と、回路遮断器1に設けられた凹部5、6とが嵌合する態様のものが示されているが（【0011】ないし【0015】）、それ以外の嵌合の態様の記載はない。

さらに、「嵌合」とは、「軸が穴に固くはまりあったり、滑り動くようにゆるくはまりあったりする関係」を意味すること（広辞苑第七版）、回路遮断器の鉛直方向の動きを規制する嵌合の態様として、取付板側に爪部を設け、回路遮断器側に凹部を設ける態様（例えば、甲3、16、17）のほかに、取付板側に凹部、回路遮断器側に爪部を設ける態様（例

例えば、甲1，18，20）があることは、原出願の出願前の技術常識であったことが認められる。

(イ) 以上の本件発明の特許請求の範囲（請求項1）の記載、本件明細書の記載及び上記技術常識等を総合すれば、本件発明の構成要件Aにおける「嵌合部」及び「被嵌合部」には、互いに嵌合することにより、回路遮断器の取付板に対する鉛直方向の動きが規制される効果を奏するものであれば、本件明細書記載の「取付板」に設けられた「凹部」と「回路遮断器」に設けられた「爪部」とが嵌合する態様以外の嵌合の態様のものも含まれるものと解される。

イ 分割要件の適合性について

(ア) 前記(1)イの開示事項及び原出願の当初明細書等の【0011】ないし【0015】の記載によれば、原出願の当初明細書等には、従来の回路遮断器の取付構造をプラグインタイプの回路遮断器に用いる場合、回路遮断器を取付板の上に配置したときに回路遮断器の底面が取付板の突出片66と干渉し、取付板に取付できないという不具合があり、取り外しの際には突出片66の端をドライバなどの工具を用いて押圧しながら回路遮断器を取り外す必要があり、また、突出片66の先端で電線被覆を傷付けるおそれがあるという課題（【0002】ないし【0004】，図1，図6））があり、この課題を解決するための手段として、回路遮断器1を取付板2と平行に（取付板2に設けられた母線の方向に）スライドさせることにより、取付板2に設けられた爪部3，4と回路遮断器1の凹部5，6とが嵌合し、回路遮断器1の取付板2に対する鉛直方向の動きが規制されること、ロックレバー7の押圧で係止部703が突出して取付板の嵌合部8に嵌合することにより、母線11，12から回路遮断器1を取り外す方向の動きが規制される構成（【0004】，【0005】，【0011】ないし【0015】）を採用したことの開示が

あることが認められる。

このように、原出願の当初明細書等には、回路遮断器の動きを規制する嵌合の態様として、取付板に設けられた爪部 3，4 と回路遮断器に設けられた凹部 5，6 が嵌合するもののほか、回路遮断器に設けられたロックレバー 7 の係止部 703 と取付板に設けられた嵌合部 8（凹部に相当）が嵌合するもの（【0013】，【0015】）も開示されている。

そうすると、原出願の当初明細書等に接した当業者は、回路遮断器 1 の取付板 2 に対する鉛直方向の動きが規制されるための構成としては、具体的には、取付板 2 に設けられた爪部 3，4 と、回路遮断器 1 に設けられた凹部 5，6 とが嵌合するものが示されているが、上記課題との関係においては、回路遮断器 1 を取付板 2 に平行にスライドさせたときに、両者の間に鉛直方向の動きを規制する嵌合が形成されるものであれば足り、例えば、爪部が回路遮断器に、凹部が取付板に設けた態様の嵌合であっても、鉛直方向の動きを規制する効果を奏することを十分に理解できるものと認められる。

したがって、取付板 2，回路遮断器 1 のどちらが爪部又は凹部かということ及び嵌合の具体的な態様は、上記の課題解決に直接関係するものではないというべきである。

以上によれば、本件発明における構成要件 A の「前記取付板と前記回路遮断器とに夫々対応して設けられた嵌合部と被嵌合部とが互いに嵌合することにより、前記回路遮断器の前記取付板に対する鉛直方向の動きが規制されるとともに」の構成は、原出願の当初明細書等の全ての記載を総合することにより導かれる事項との関係において、新たな技術的事項を導入するものではなく、原出願の当初明細書等に記載された事項の範囲内のものと認められる。

(イ) そして、第 1 世代ないし第 4 世代の親出願の当初明細書等（甲 5 な

いし8)は、いずれも、前記(ア)の原出願の当初明細書等に記載された事項と同じ事項が記載されているものと認められるから、第1世代の第4世代の親出願の当初明細書等との関係においても、新たな技術的事項を導入するものではなく、第1世代の第4世代の親出願の当初明細書等に記載された事項の範囲内のものと認められる。

したがって、本件出願は、原出願及び第1世代ないし第4世代の親出願との関係で、特許法44条1項の「二以上の発明を包含する特許出願から分割した新たな特許出願」に該当するものと認められるから、分割要件に適合する。

これに反する原告の前記主張は採用することができない。

- (3) 甲4を主引用例とする本件発明の新規性及び進歩性の判断の誤りの有無について

前記(2)イ(イ)のとおり、本件出願は、原出願及び第1世代ないし第4世代の親出願との関係で、分割要件に適合するから、第1世代の親出願の出願時である平成12年11月8日出願したものとみなされる。

そうすると、甲4は、本件出願前に頒布された刊行物といえないから、下甲4を主引用例とする本件発明の新規性欠如及び進歩性欠如をいう原告の主張は理由がない。

これと同旨の本件審決の判断に誤りはない。

したがって、原告主張の取消事由3は、理由がない。

5 結論

以上のとおり、原告主張の取消事由はいずれも理由がないから、本件審決を取り消すべき違法は認められない。

したがって、原告の請求は棄却されるべきものである。

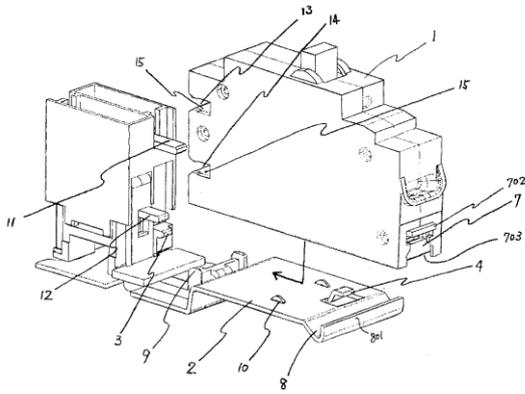
裁判長裁判官 大 鷹 一 郎

裁判官 本 吉 弘 行

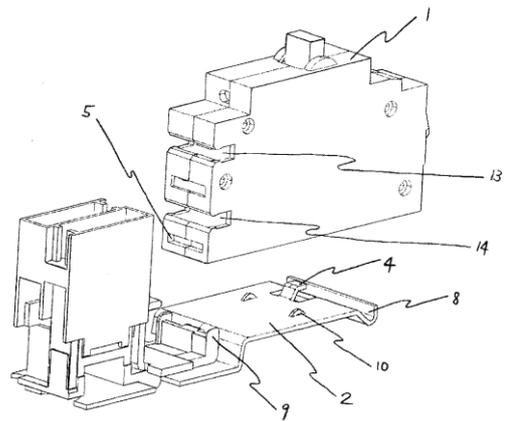
裁判官 岡 山 忠 広

(別紙1) 明細書図面

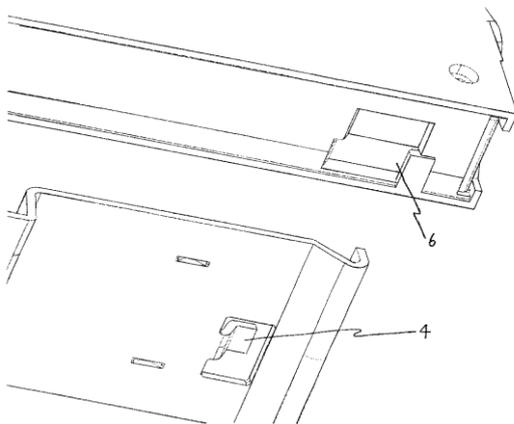
【図1】



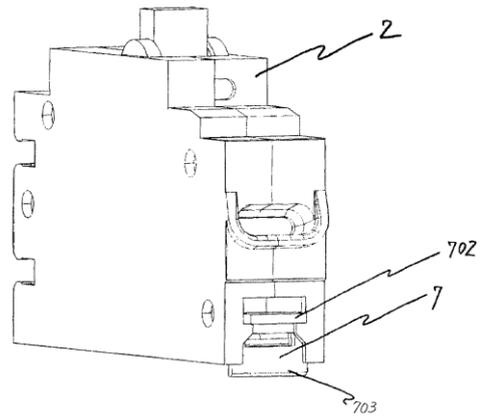
【図2】



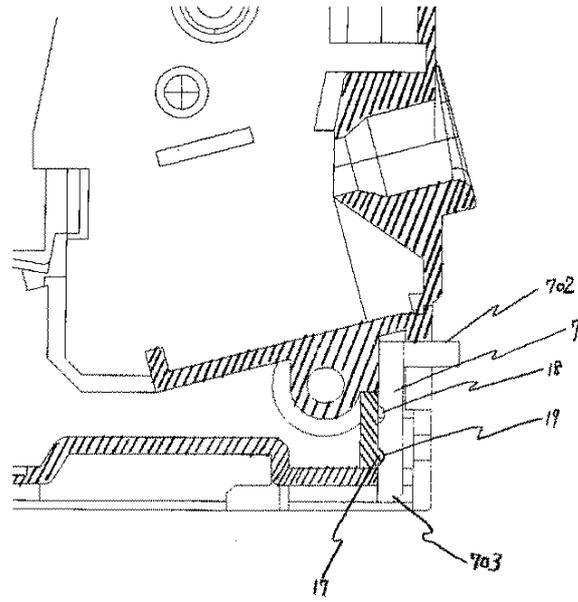
【図3】



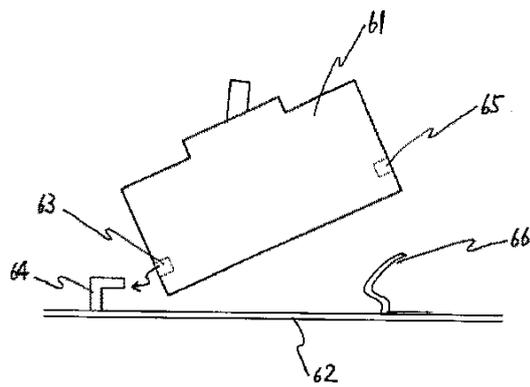
【図4】



【図5】



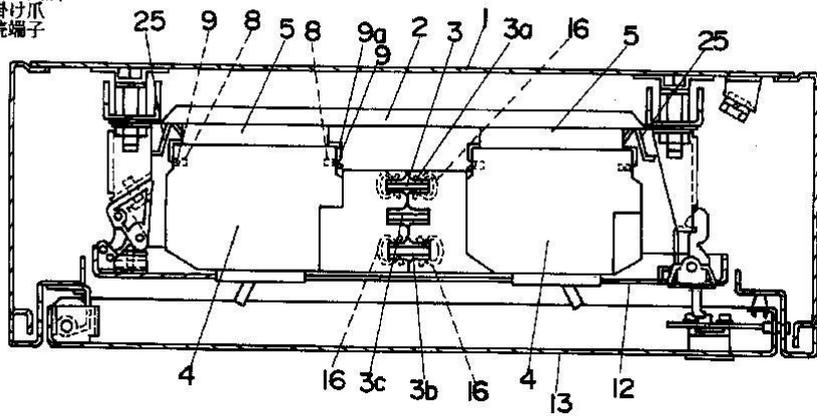
【図6】



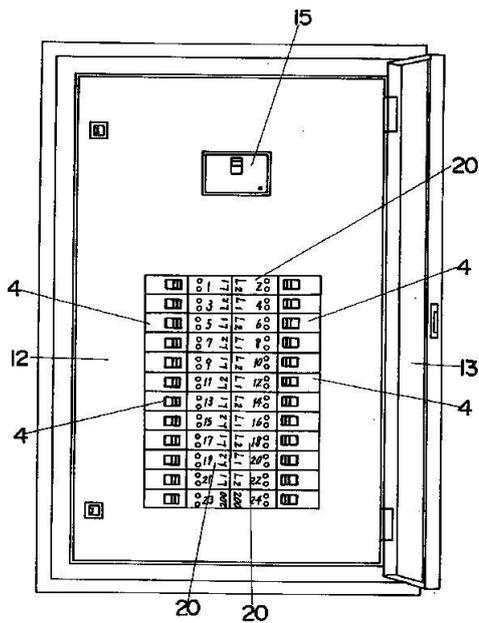
(別紙2) 甲1図面

【図1】

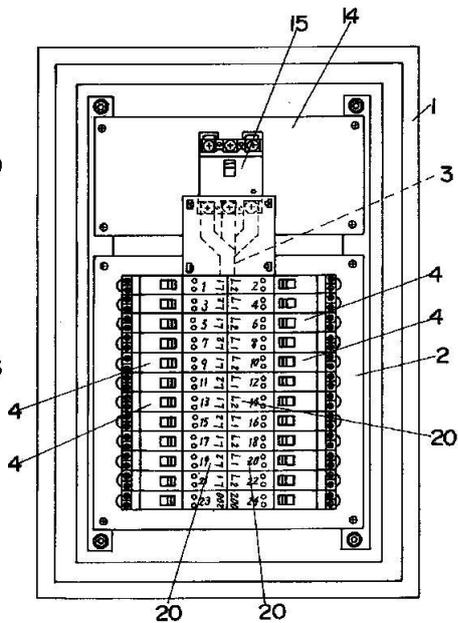
- 1…箱体
- 2…ベース
- 3…導電バー
- 4…分岐開閉器
- 5…取り付け部材
- 8…引っ掛け凹所
- 9…引っ掛け爪
- 16…接続端子



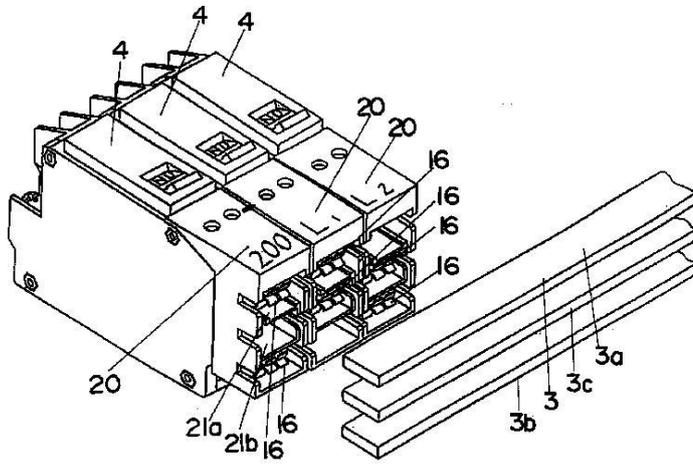
【図2】



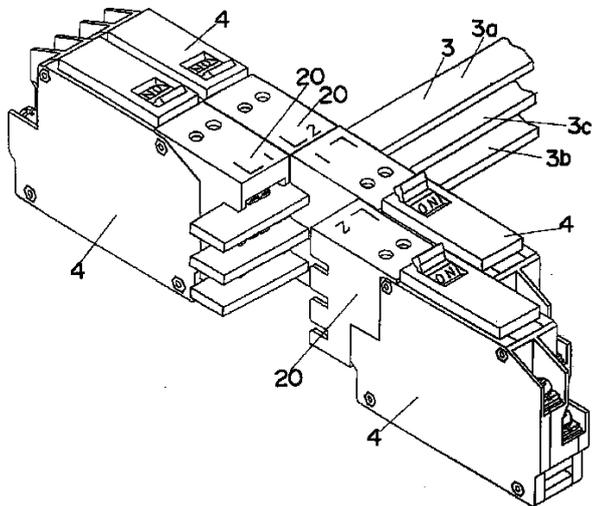
【図3】



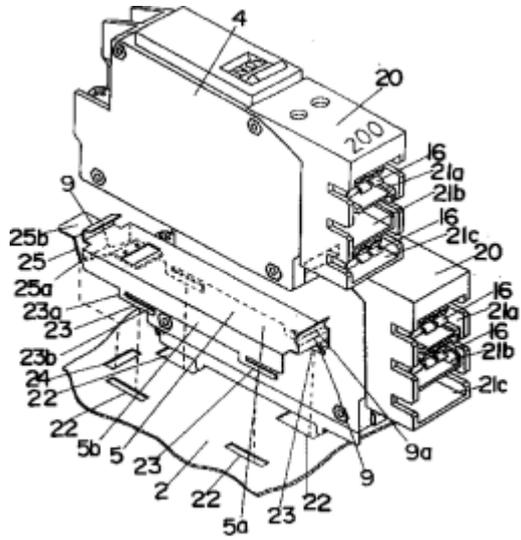
【図4】



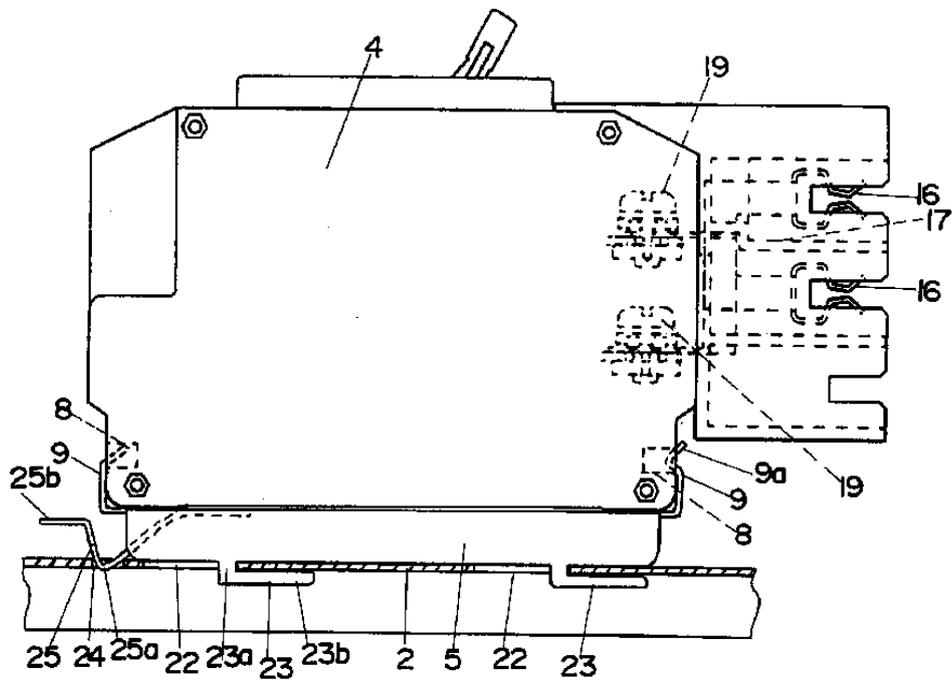
【図5】



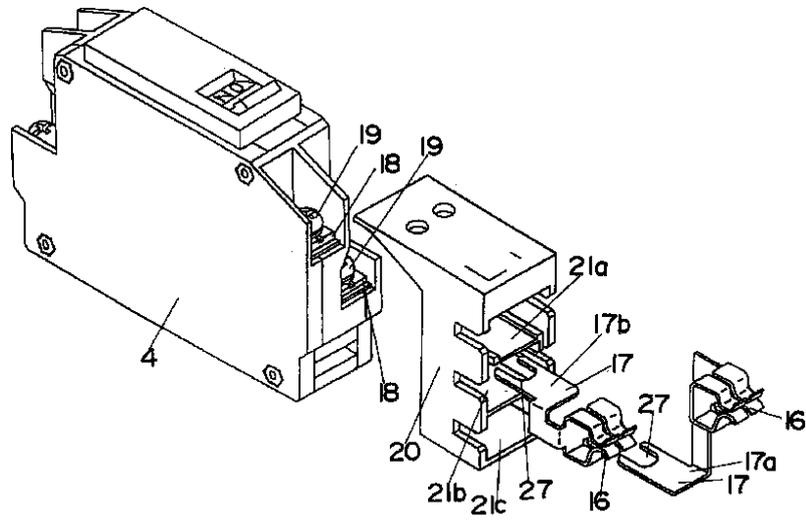
【図6】



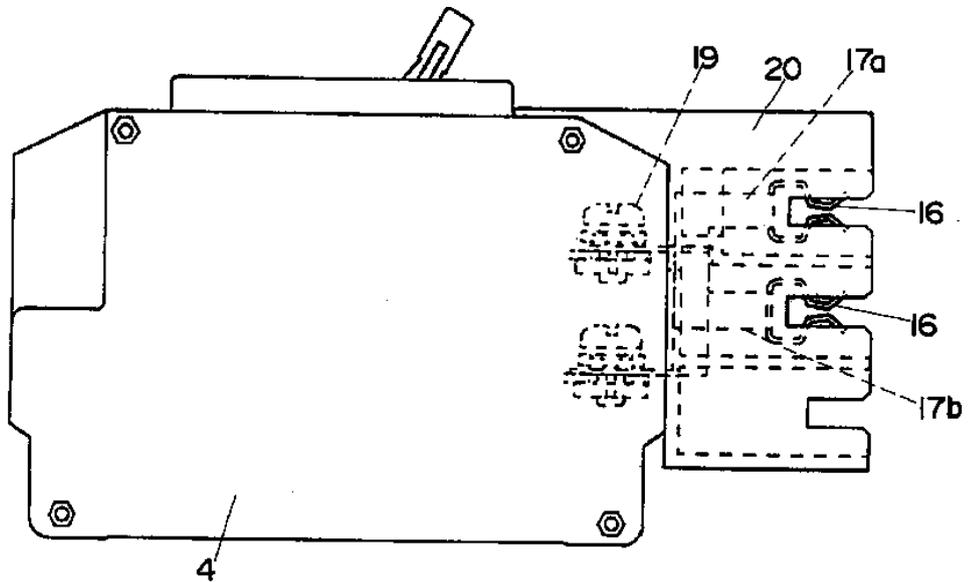
【図7】



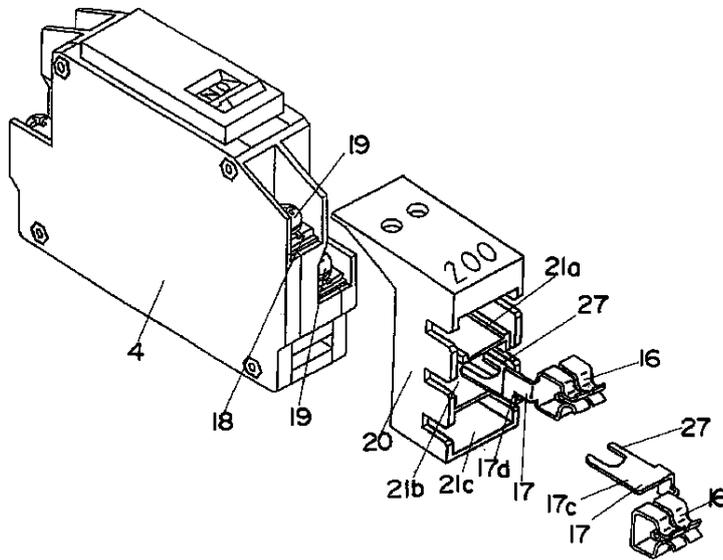
【図8】



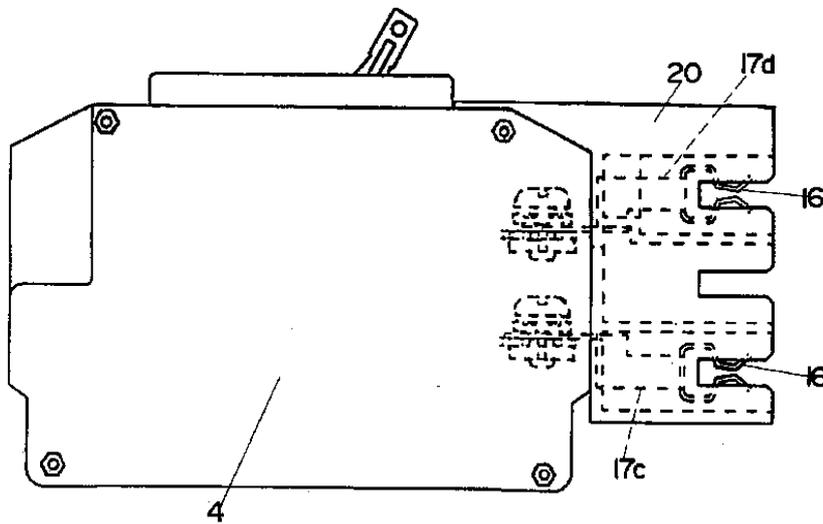
【図9】



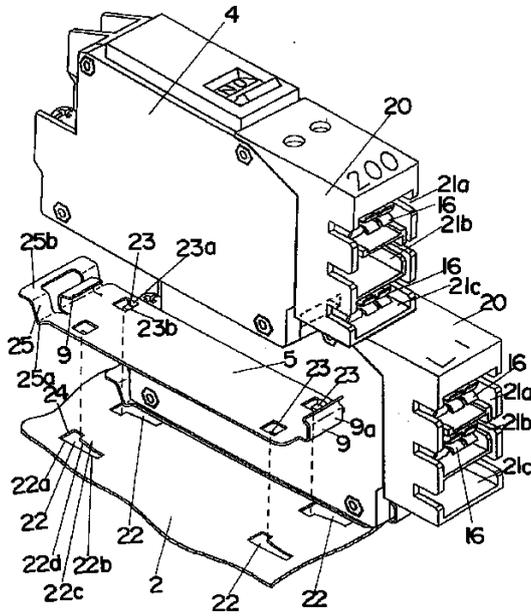
【図12】



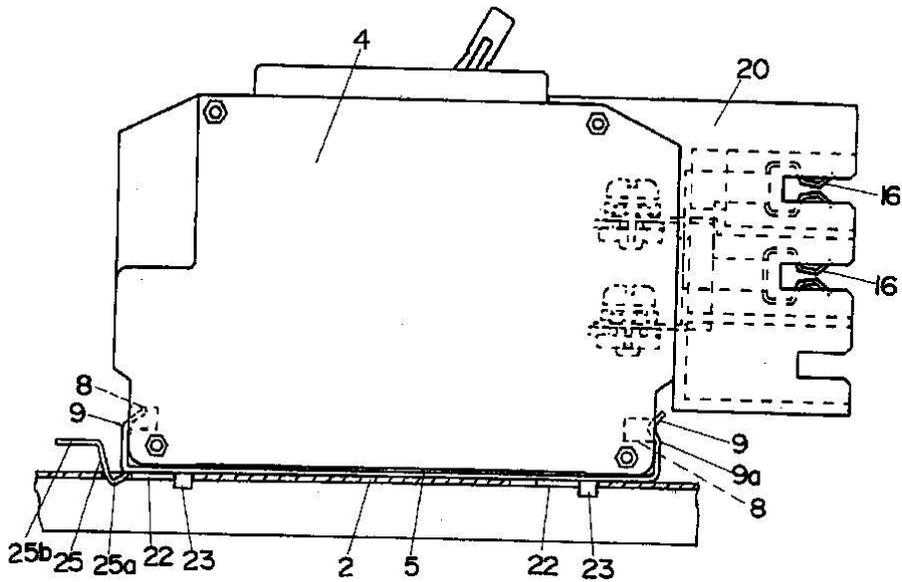
【図13】



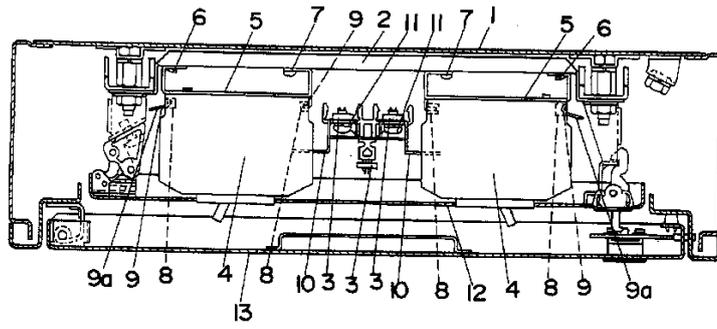
【図14】



【図15】

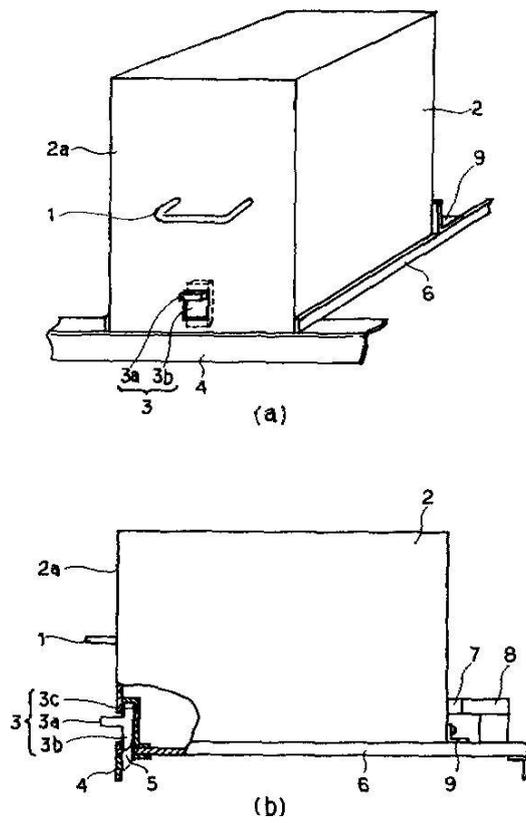


【図16】

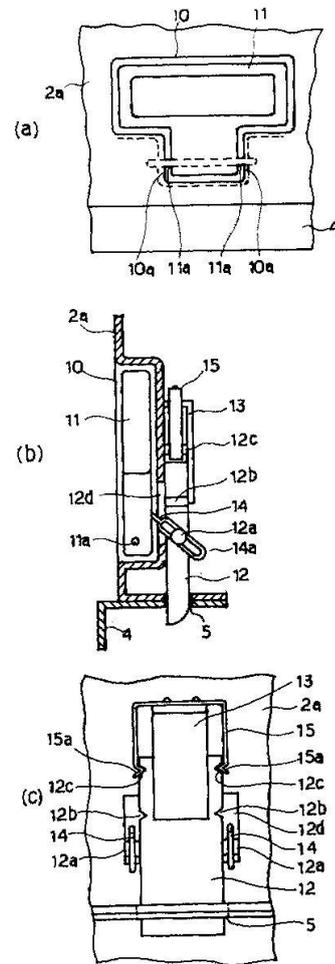


(別紙3) 甲2図面

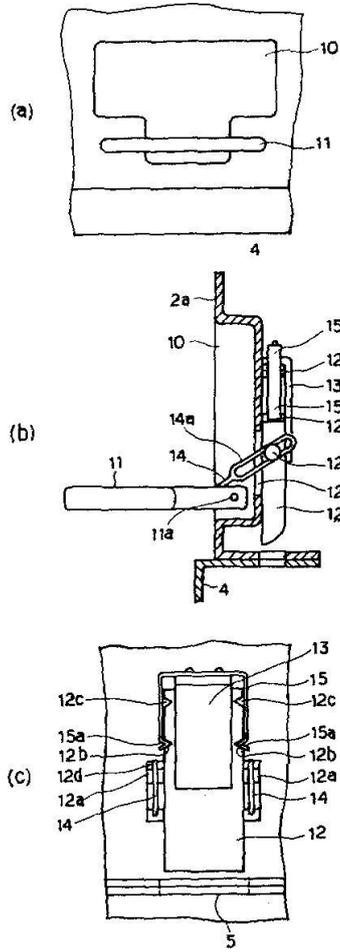
【第1図】



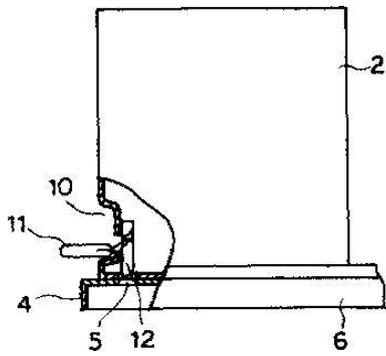
【第2図】



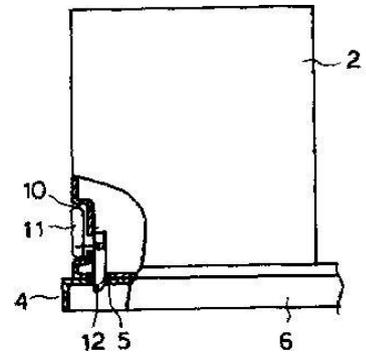
【第3図】



【第4図】

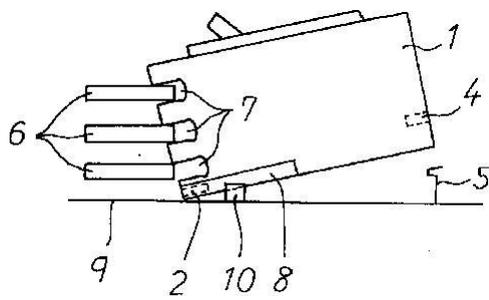


【第5図】

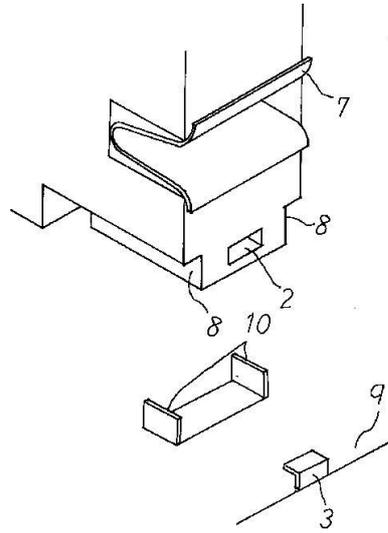


(別紙4) 甲3図面

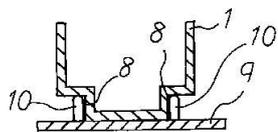
【図1】



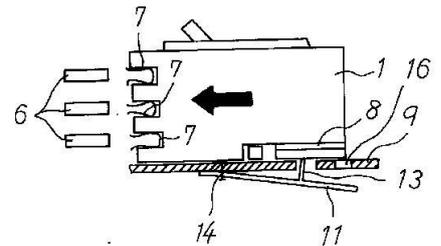
【図2】



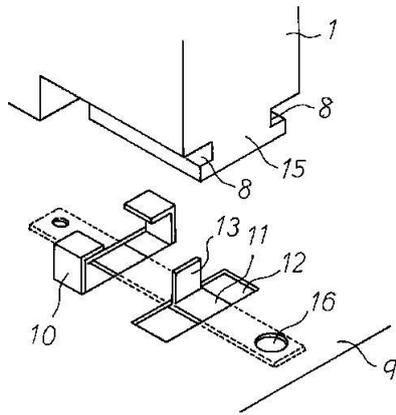
【図3】



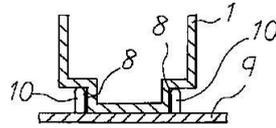
【図4】



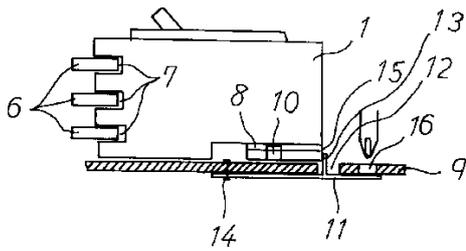
【図5】



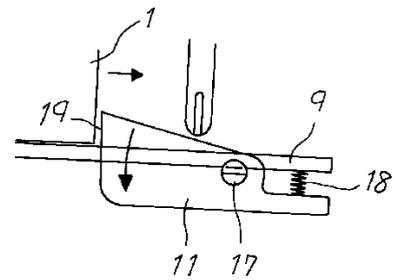
【図6】



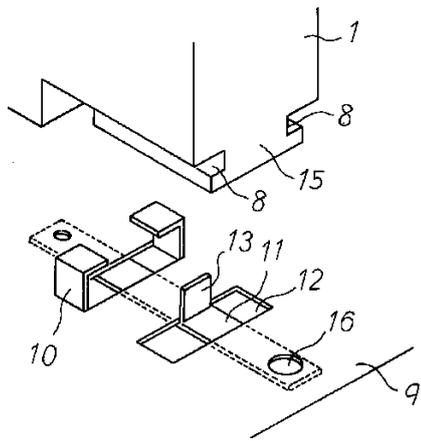
【図7】



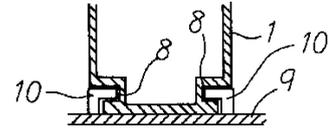
【図8】



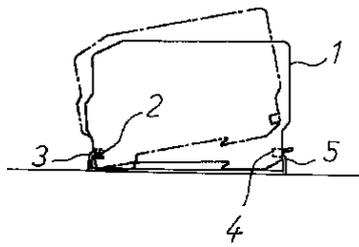
【图9】



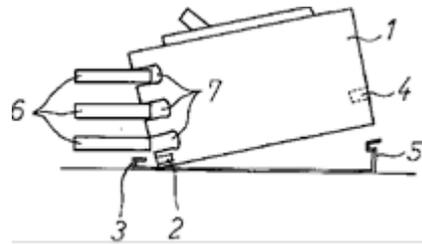
【图10】



【图11】

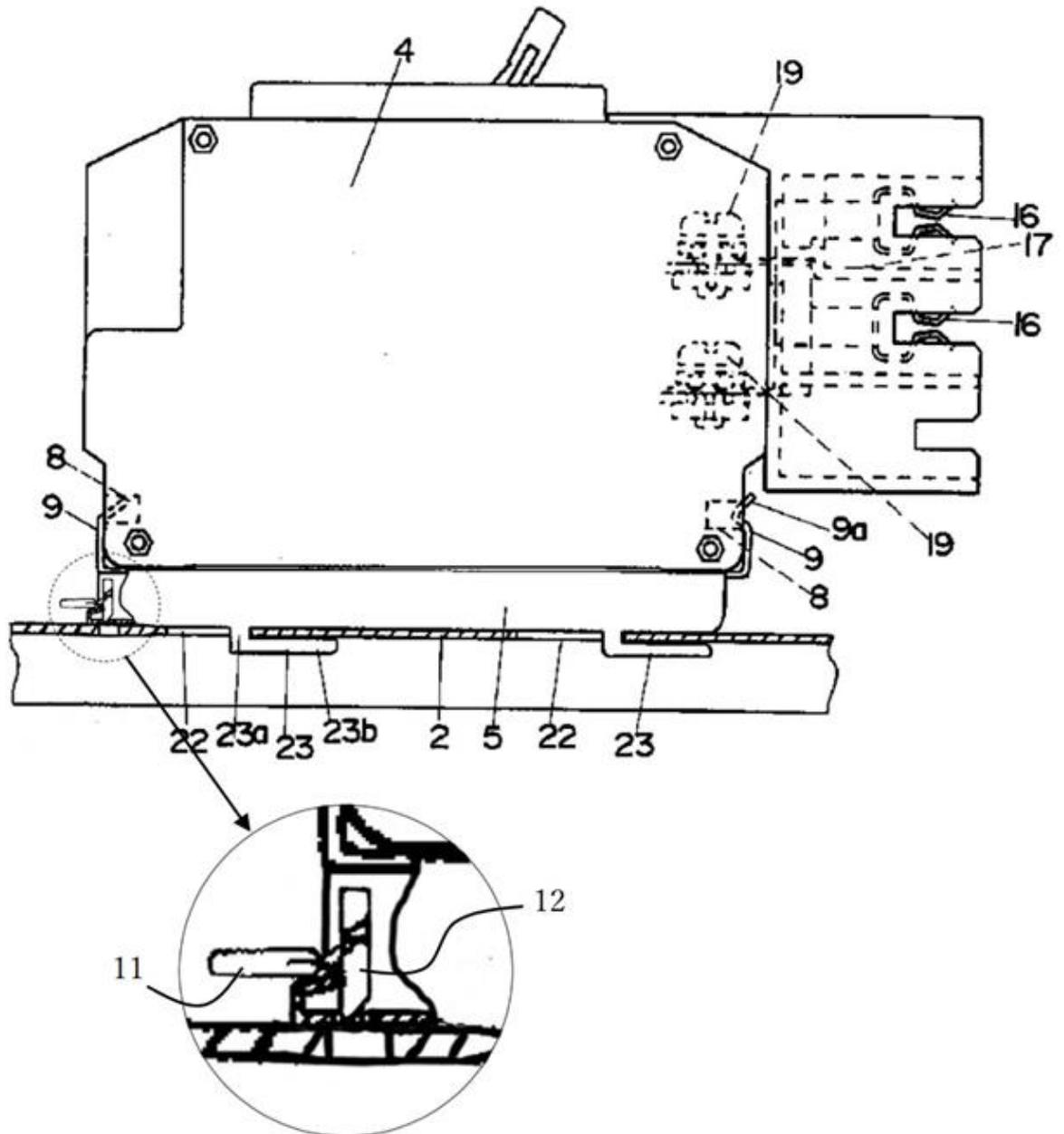


【图12】

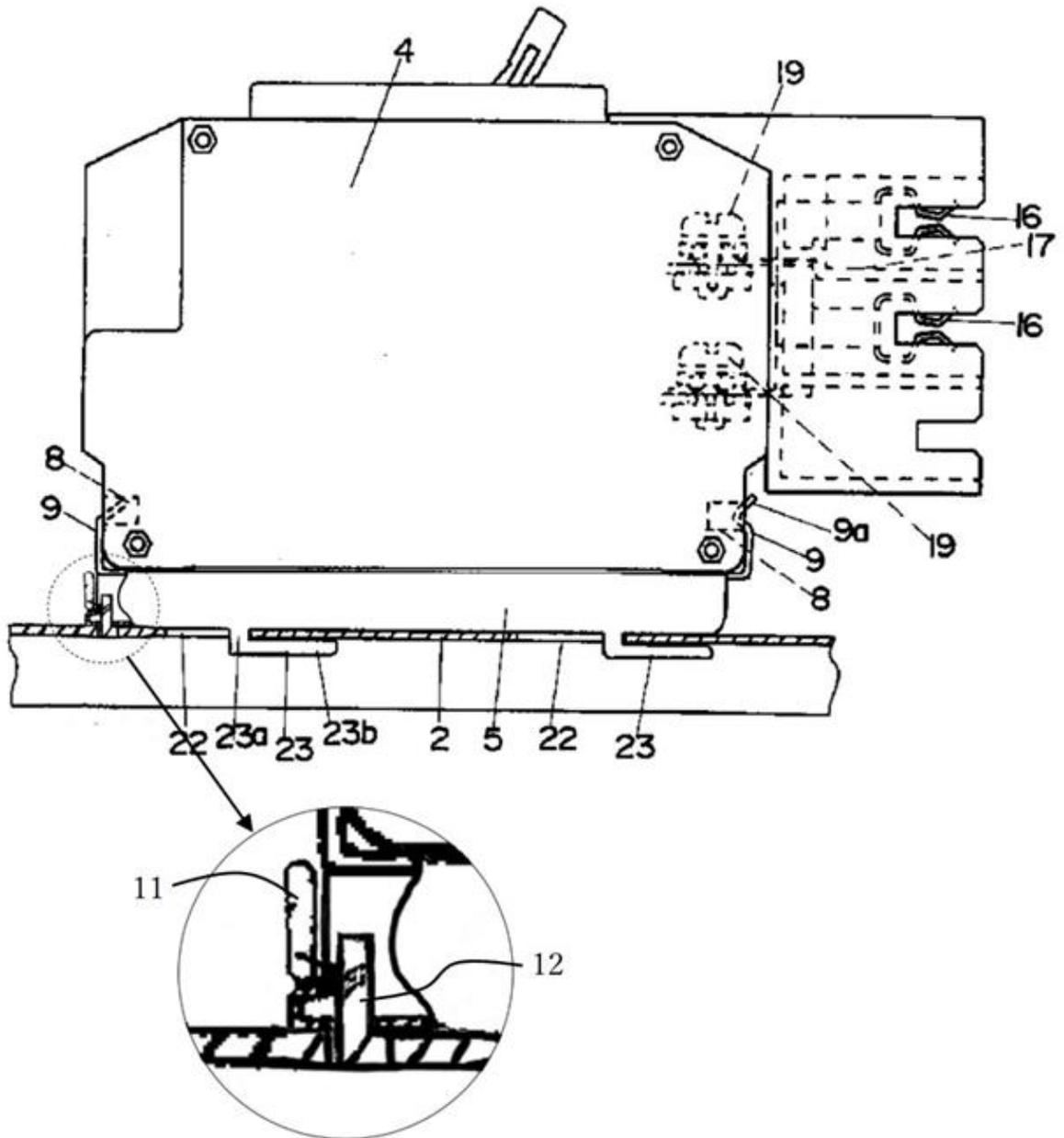


(別紙) 原告主張図面

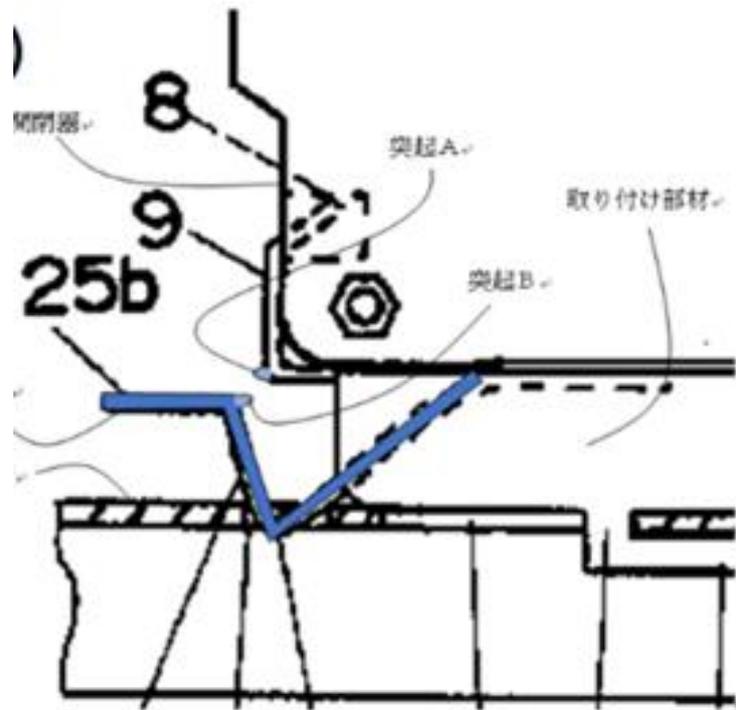
【図1】



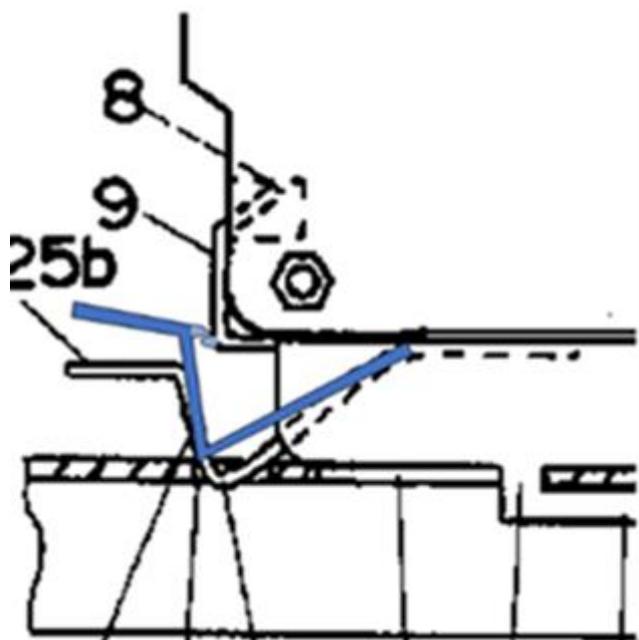
【図2】



【図3】



【図4】



【図5】

